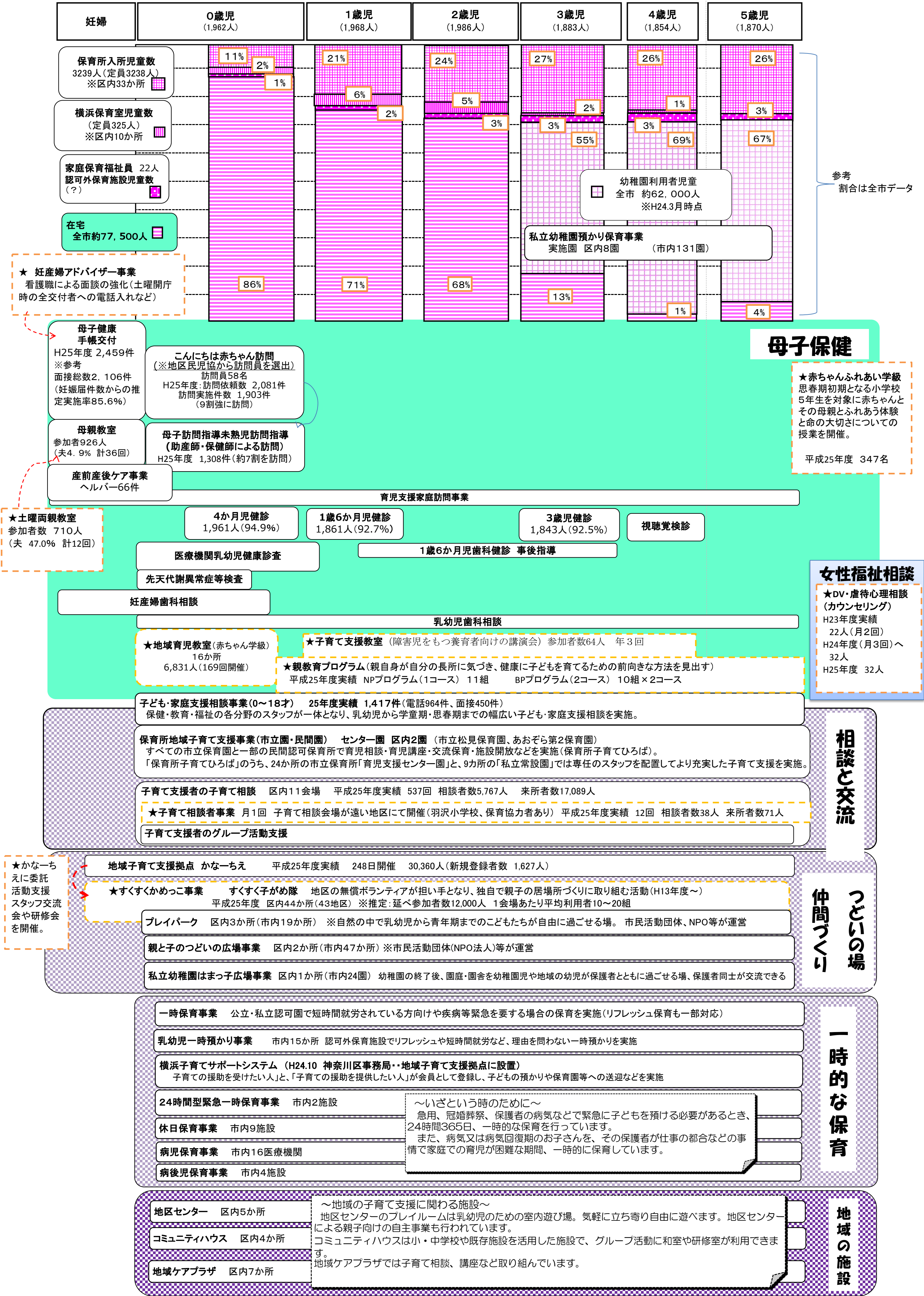


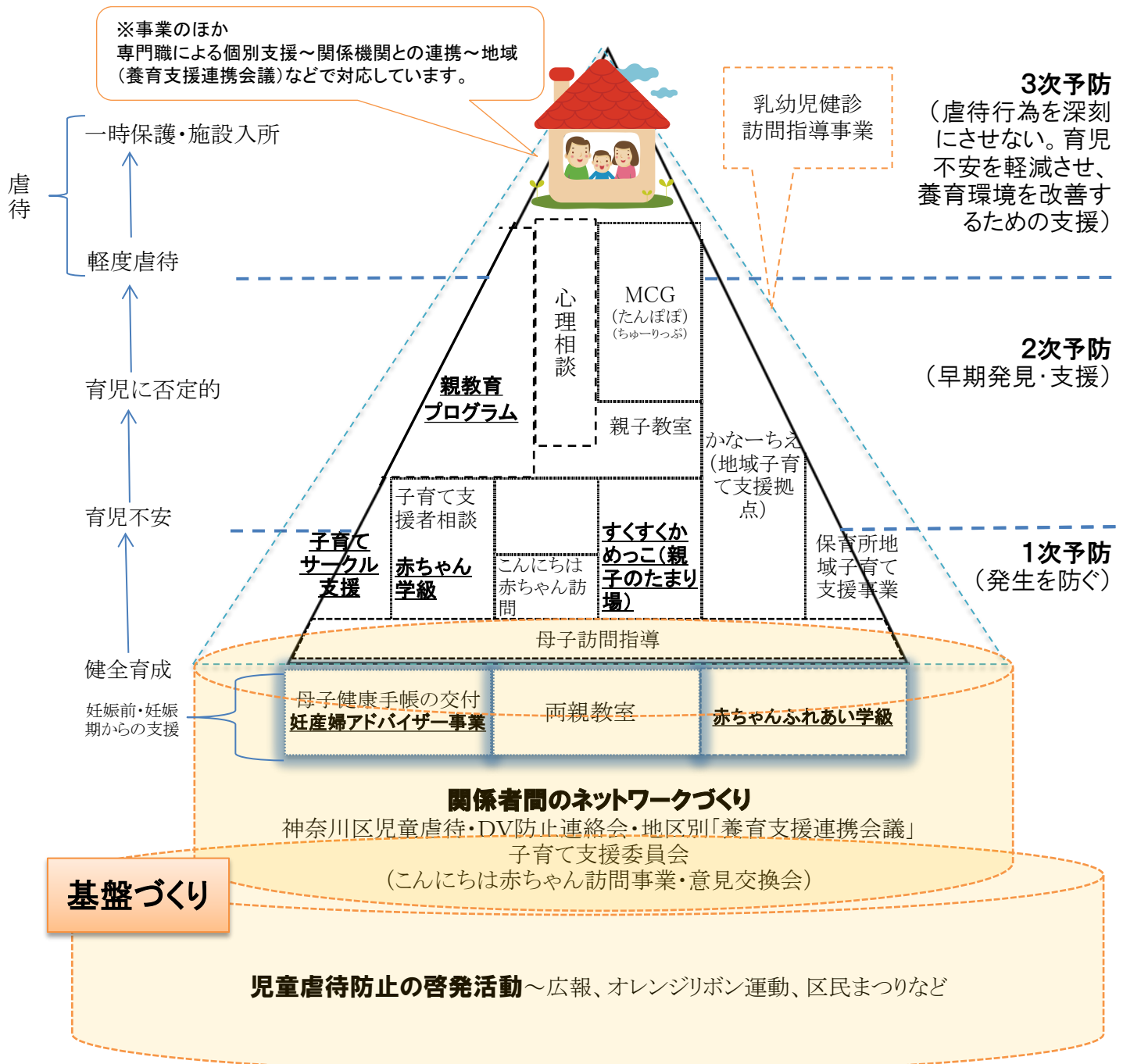
乳幼児期の母子保健・子育て支援施策等(抜粋)～神奈川区～

()=就学前児童数 H25. 1現在



神奈川区における児童虐待予防への取組状況(事業)

※凡例:下線(区独自事業)



横浜市母子健康手帳交付時マニュアル



横浜市こども青少年局こども家庭課

平成26年12月

■目 次

1 母子健康手帳交付について	1
「妊娠届出書を出された方へ」の面接ポイント	3
母子健康手帳交付時における支援基準と流れ	5
妊娠届出書の記載例	6
「妊娠届出書を出された方へ」の面接チェック項目	7
妊婦健康診査費用助成事業について	8
外国語版母子健康手帳交付事務マニュアル	11
母子健康手帳交付 転入&再交付	12

<参考資料>

資料1：母子健康手帳交付 事業概要

資料2：妊婦健診の意義

資料3：禁煙指導等資料

資料4：戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の
取扱いについて

資料5：外国人の妊娠届出に関する件

資料6：母子保健法施行規則の一部を改正する省令の交付について(官報)



1 妊娠の届出と母子健康手帳交付について

母子健康手帳交付は、母子保健法第16条に基づき行われる事業です。

妊娠届の段階から支援の必要な家庭を把握し、早期に支援につなげることは、不適切養育の予防を図る重要な機会となります。

そのため、係内で連携をとり、効果的な支援の場となるよう努めます。

母子保健法

(目的)

第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医務その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(妊娠の届出)

第15条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第16条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。

何よりもまずは
「おめでとうございます」
のひと言を！

(1) 妊娠届出書（裏面「妊娠届出書を出された方へ」）の提出・受理

ア 母子保健システムで本人確認（横浜市民であること）の実施

市民でない場合は、交付はできません。

ただし、母子保健的見地からDV被害者等により、住民票の異動ができない場合は、福祉保健システムで住登外登録の有無を確認します。住登外登録がされていない場合は、必ず局（こども青少年局こども家庭課親子保健係）へ連絡をします。内容を確認し、局で登録処理を行います。

イ「妊娠届出書を出された方へ」のアンケート記入

妊娠届の段階から、妊娠、出産、育児に関する必要な支援を行うため、アンケートの記入を依頼します。なお、妊娠届出書を持参した場合は、「妊娠届出書を出された方へ」のアンケート記入を依頼します。

※妊娠時の状況を教えてもらい、妊娠・出産や育児で心配なことに対応できるように、記入してもらいます。

(2) 母子手帳の交付（交付番号のナンバリング）

母子健康手帳交付情報は、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査、新生児等家庭訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援等の実施状況を母子保健システムにデータ入力する際やサービス利用状況の検索に使用します。

このため、次の4カ所にナンバリングをします。

<母子健康手帳交付時のナンバリング（4か所）>

- ①母子健康手帳（表紙）
- ②健診券綴（別冊）表紙
- ③妊娠届出書（裏面：妊娠届出書を出された方へ）
- ④出生連絡票

※出生連絡票に同じ番号を
ふることで、出産後の支援で
妊娠届出書の検索が可能に
なります。

(3) 母子健康手帳等の使用方法の説明（事務職等による）

以下の項目について、説明をします。

ア 母子健康手帳の説明

『お母さんとお子さんの健康記録として大事なものです』

- ・受け取ったらまず一通り読み、保護者の記入欄、妊婦自身の記入欄等必要なところをできるだけ早めに記入すること。
- ・双生児（ふたご）以上のお子さんが生れることがわかった場合は、お子さん1人につき手帳一冊となるように新たに母子健康手帳を受け取ること。※健診券綴は子どもの部分のみ
- ・使用に支障をきたすほど破れたり、汚れたり、失くしたりしたときは、居住区の福祉保健センターに申し出て母子健康手帳の再交付を受けること。
- ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、医療機関受診時には必ず持参すること。
- ・妊娠中の生活、お子さんのこと、体のこと等で感じたことを記入すること。
- ・この手帳は、お子さんの健康診断の時の参考となるばかりでなく、将来予防接種の記録としても役立つものであり、保存すること。

イ 母親（両親）教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業、子ども・家庭支援相談等の情報提供

ウ 出産後の出生連絡票の提出を依頼→特に里帰り出産の妊婦へ

エ 妊婦健康診査、妊婦歯科健診の受診勧奨、医療機関乳幼児健康診査・予防接種、胆道閉鎖症早期発見のためのスクリーニング方法

オ 市外転出の場合の注意事項

市外で健診券綴は使用できないため、転出先のものとは換える必要がある旨を伝える。

カ その他必要な事項

出産する医療機関・助産所について相談があった場合の対応

- ①まず主治医には相談しているかどうかを確認する。
- ②妊婦自身はどのような施設・出産を希望しているかを聞き取ること。
診療所(19床以下)、総合病院、大学病院、助産所それぞれの特徴を説明する。
〇〇のようなところは危ない、高い、〇〇だから空いている、などはNG!
- ③分娩できる施設が減少しており、早めに直接相談すること。
- ④「いいところ」は人によって違うため、ご自分で直接確かめることが重要。
- ⑤産科あんしん電話の案内 ⇒ 045(228)1103
出産を扱っている医療機関ホームページ検索の案内

出産できる医療機関・助産所リストを作成する場合の留意点

- ①どういう順番のリストかを明記すること（五十音順・施設種別等）
- ②「医療法第6条の5」で定められている広告可能な事項を遵守すること

キ 看護職による面接に引き継ぎ

看護職の面接を拒否した場合…

面接や支援の拒否については、その旨が分かるように「福祉保健センター使用欄」に記入し、母子健康手帳交付時、面接担当看護師にフォローを引き継ぎます。

(4) 看護職による面接の実施

面接を担当する看護職は、『妊娠届出書を出された方へ』のアンケートの回答を基に下記面接ポイントを踏まえて必要な情報提供や保健指導を行い、備考欄及びセンター使用欄に記入をします。また、妊娠・出産・育児に関する専門的な相談支援ニーズがある場合は、保健師、助産師、社会福祉職、保育コンシェルジュ、女性福祉相談員に相談を引き継ぎます。

なお、本人の都合により面接ができない場合は、『妊娠届出書を出された方へ』のアンケート内容を確認し、必要に応じて後日電話などで状況確認等を行い必要な支援につなげます。

「妊娠届書を出された方へ」の面接ポイント

No.	項目	判断できること・聞き取りのポイント
届	妊婦の年齢	10代の若年妊婦や高齢妊婦などを把握、背景を確認し、支援の必要性について判断する。(若年妊婦：夫の認識、生活習慣、家族の支援等)
届	届出時の週数	母子健康手帳交付までの期間を知ること、妊婦の出産に対する認識、生活の問題の有無を知る。 (22週以降の届け出者などには経緯を確認、受診の必要性などを説明)
1 2	出産の有無 不妊治療・ 多胎妊娠	出産時のリスク判断、出産や育児に対するイメージの有無などを判断する。(妊娠・出産・育児への不安があれば傾聴し、育児の大変さや不安を軽減できる協力体制等の確認及び情報提供を状況に応じて説明し、その後の支援へつなげる。)
4	妊娠時の気持ち	望まない妊娠の場合は虐待リスクとなることもあるため、その受容の仕方、出産にあたっての問題の有無等を判断する。 (何に戸惑い、困っているかなどの把握に努める)
3 5	協力者(家族背景)	同居や近隣の家族等を把握するとともに妊婦の支援状況を確認する項目。育児支援の必要性を判断する。(出産場所や出産後の育児環境に問題がないか、ヘルパー制度の活用などの公的支援の説明)
6	里帰り出産の予定	予定が無ければ、協力体制を確認する。予定があれば、里帰り後、自宅に戻ったときの育児不安などへの支援の必要性を判断する。
7	母親(両親)教室	妊娠中から出産にかけて、知識を得る機会の有無を知る。 (初産婦は福祉保健センターの教室への参加を促す)
8 9 10	タバコ・ 飲酒	胎児への影響を考え、禁煙指導等をする必要性を判断する。 また、家族からの受動喫煙についても把握する。 (やめられないような背景がある場合には把握に努める)
11	既往歴	今回の妊娠・出産に影響を及ぼす既往があるかを確認 (過去の精神疾患既往など、発症の可能性を視野にいて判断)
12	妊娠に際して心配な病気	妊娠・出産に及ぼす影響を判断し、支援の必要性を判断する項目。身体面では医療機関のフォロー体制を確認し、精神疾患については、妊娠中の疾病管理の状況確認や産後の不適切養育の予防について判断する。
13	心配な事	うつなどの精神疾患、DV、育児不安、経済的問題の有無など、支援の必要性について判断する。(内容に応じて生活保護、児童扶養手当等の案内。DV、育児不安などは、相談窓口案内やその後の支援へつなげる)

(5) 専門職（保健師、助産師、社会福祉職、女性相談員、保育コンシェルジュ等）による二次面接の実施

妊娠期から支援が特に必要な次の対象者について、必要に応じて専門職による二次面接を実施します。

保健師 助産師	10代若年妊婦、出産への不安や訴えが強い場合、精神疾患やその他疾病がある場合、出産後の妊娠届 等
社会福祉職	助産費用、母子家庭 保育所、保育サービス 等
女性相談員	夫婦不和、DV、離婚 等

(6) 母子健康手帳交付時の面接後に継続支援につなげる対象者

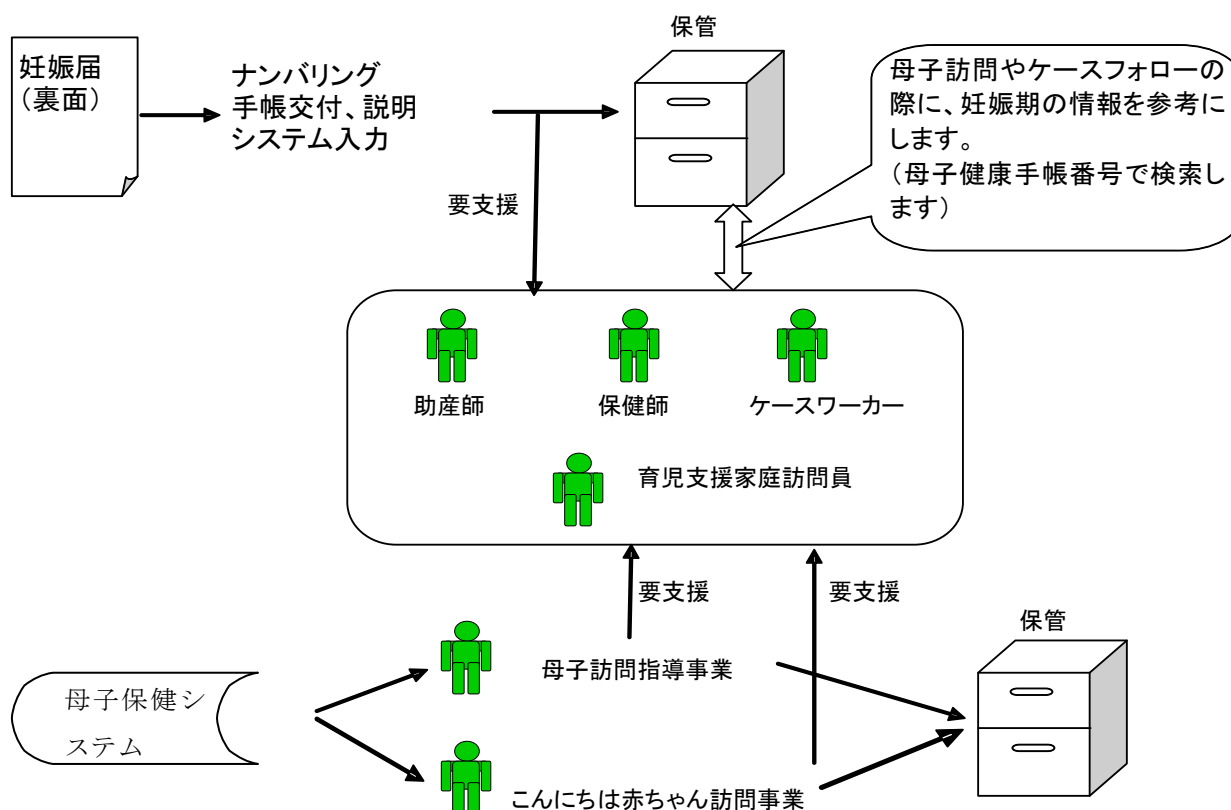
母子健康手帳交付時面接において、妊娠中から養育支援が必要と判断された場合は、受理会議等適切な支援ツールを利用して支援方針や支援方法等を検討し、要保護児童等進行管理台帳に「特定妊婦」として登録して、妊娠中からの途切れのない支援を行います。

なお、妊娠・出産・産後に健康上の問題があり保健指導等が必要な妊婦は、妊婦健診を行っている産科医療機関や通院加療先の主治医と連携をとって支援を行います。

(7) 妊娠届出書及び「妊娠届出書を出された方へ」の保管

妊娠届出書及び「妊娠届出書を出された方へ」はこども家庭支援課で保管し、その後の支援で活用します。

(8) 「妊娠届出書を出された方へ」の活用



(9) 母子保健システムへの登録

母子健康手帳の交付・住登外登録を行います。

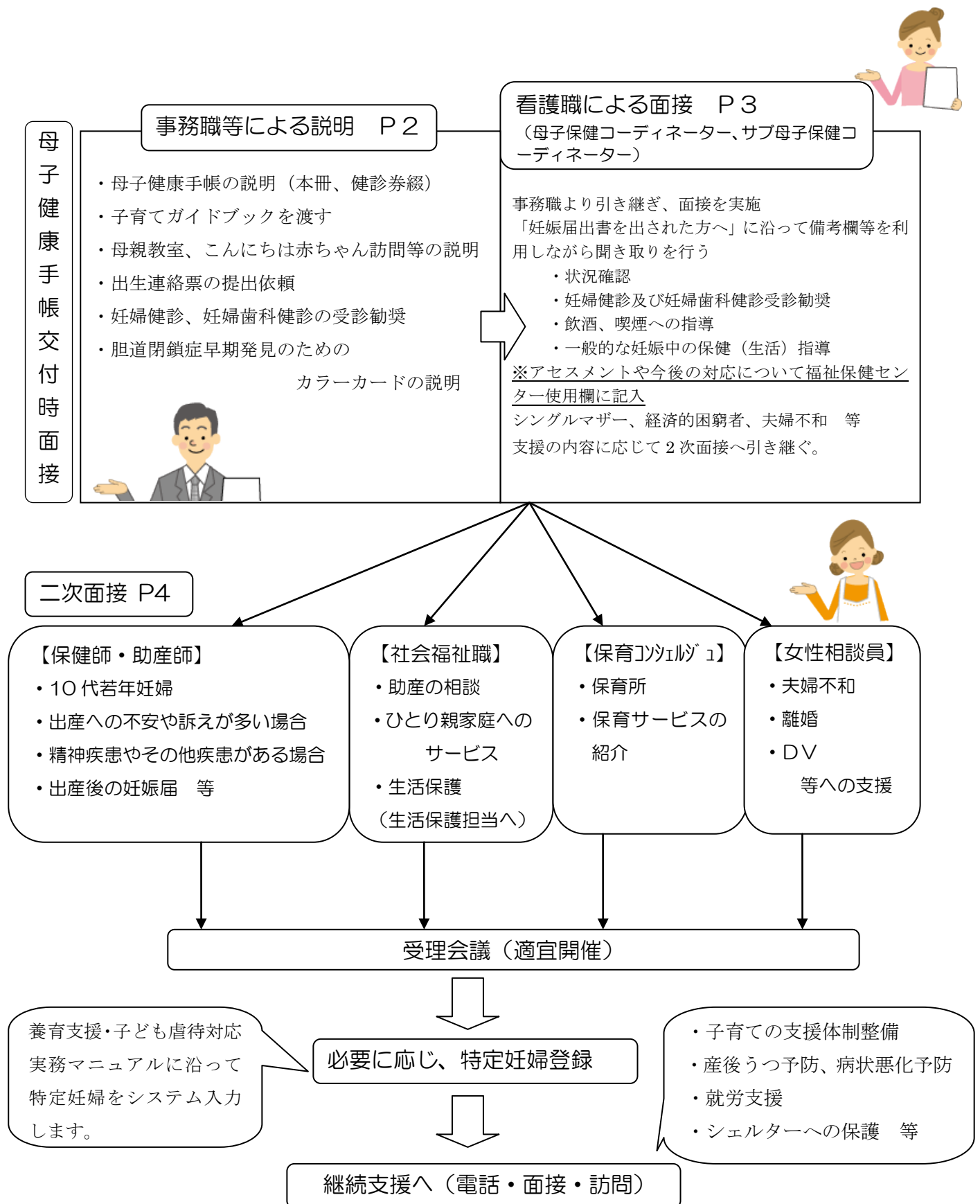
<操作マニュアル母子保健指導編 3.2 母子健康手帳交付を登録する参照>

注意！

誤登録をなくすため、入力の際は、氏名のみでなく、複数のキー（氏名（漢字）、生年月日、住所など）を使って絞り込み対象者を確認してください。

また、母子健康手帳交付整理簿と妊娠届出書の定期的な照合確認を実施してください

図 母子健康手帳交付時における支援基準と流れ





面接へつなげるチェック項目

妊 娠 届 出 書

(届出先)

横浜市長

住 所

届 出 者

氏 名

＜母子健康手帳交付時のナンバリング＞

①母子健康手帳(表紙)

②健診券綴(別冊)表紙

③妊娠届出書

④出生連絡票

⑤母子健康手帳交付整理簿 ※別途付番

※届出者が本人でない場合 続柄()

次のとおり妊娠の届出をします。



10代は面接

ふりがな 妊 婦 氏 名		生年月日	年 月 日生 (歳)	職業	
ふりがな 夫 氏 名 (パートナー)		生年月日	年 月 日生 (歳)	職業	
住 所	(電話 —) (携帯 —)				
妊 娠 月 数	満 週 (か月) 予定日 年 月 日				
性病に関する 健康診断の有無	受 け た ・ 受 け な い	結 核 に 関 す る 健康診断の有無	受 け た ・ 受 け な い		
保 健 指 導 を 行 っ た 医 師 又は助産師の 住 所 及 び 氏 名	妊娠と診断された医療機関での、感染症の検査(採血など)の有無を記入します。	医師、助産師 の別	最近(概ね1年以内)、健診等で胸部レントゲン検査を受けたか否かを記入します。 助 産 師		
出産を予定している医療機関名	受け取りの本人サインにご活用下さい。				

福祉保健センター確認欄

- ☐ 妊娠届出書を出された方へ 記載
- ☐ 母子健康手帳及び健診券綴りの活用
- ☐ 子育てガイドブック (どれどれ)
- ☐ 両親(母親)教室等の案内
- ☐ 出生連絡票の提出
- ☐ 「こんにちは赤ちゃん訪問」について

妊娠届出者受け取り確認欄

- 1 母子健康手帳
- 2 健診券綴り
- ・ 妊婦健康診査補助券 4,700 円 ____ 枚 7,000 円 ____ 枚
12,000 円 ____ 枚 乳児健康診査受診票 ____ 枚
妊婦歯科健康診査受診券 ____ 枚
を受け取りました。

受領年月日

平成 年 月 日 氏名 ()

(A4)

妊娠届出書を出された方へ

お母さんと生まれてくる赤ちゃんの健康を守るために妊娠中の状況をお伺いし妊娠中からの支援を行っております。支援の参考にするため、次の質問にご回答をお願いします。



なお、ご記入いただいた内容は、個人情報として取り扱い、プライバシーの保護をいたします。
※ 産後ケアセンターでは、妊娠中から助産師、保健師が電話、面接、訪問で相談をお受けしております。お気軽に相談ください。

面接へつなげる基準チェック項目

※ 福祉保健センターでは、妊娠中から助産師、保健師が電話、面接、訪問で相談をお受けしております。お気軽に相談ください。

現在のご様子					備考欄	
1	初めての出産ですか	1 はい		2 いいえ（ ）回目		
2	不妊治療の有無	1 あり（ 年から）		2 なし		
3	同居しているご家族は何人ですか（本人も含む）（ ）人	同居しているご家族に○をつけてください。 1. 夫（又はパートナー） 2. 子ども（ ）人 3. 実父、実母 4. 夫の父、夫の母 5 その他（ ）				
4	妊娠を知った時、どのような気持ちでしたか（複数回答可）	1 嬉しかった	2 予想外で驚き戸惑った	3 不安、困った		4 特になんとも思わなかった
5	妊娠、出産、育児について相談したり協力してくれる人がいますか	1 はい 該当する方に○をつけてください。 a 夫 b 実父母 c 夫の父母 d きょうだい e 友人 f その他（ ）		2 いいえ		
6	里帰り出産の予定はありますか	1 はい a 本人（妻）の実家 b 夫の実家		2 いいえ		
7	母親（両親）教室を受ける予定はありますか	1 はい 受講予定場所 a 福祉保健センター b 病院 c その他（ ）		2 いいえ		
8	タバコを吸いますか	1 いいえ	2 妊娠してやめた	3 はい 1日（ ）本 吸い始めた年齢（ ）才		
9	ご家族はタバコを吸いますか	1 いいえ	2 妊娠してやめた	3 はい 続柄（ ）1日（ ）本 続柄（ ）1日（ ）本		
10	お酒を飲みますか	1 いいえ	2 妊娠してやめた	3 はい 毎日・時々 1回あたりの飲酒量（ ）		
11	今までにかかった病気はありますか	1 いいえ	2 はい a 高血圧 b 慢性腎炎 c 糖尿病 d 心臓病 e 甲状腺の病気 f 精神疾患（こころの病気） g その他（ ） 今までに手術を受けたことがありますか なし あり（病名： ）			
12	出産にあたって、ご自身で心配と思う病気がありますか（身体的なもの精神的なものも含めて）	1 いいえ	2 はい 病名または症状（ ） 治療の有・無 医療機関名（ ） 服薬中の薬（ ）			
13	現在心配なこと、相談したいことはありますか（複数回答可）	1 妊娠中の身体のこと 2 家事や仕事のこと 3 出産・育児にかかる費用 4 経済的なこと 5 パートナーとの関係（身体的・精神的暴力など） 6 相談者や協力者が見つけれない 子どもの預け方				

「はい」なら面接

「はい」なら面接

精神疾患などの記載があれば面接

記載があれば相談希望の有無を確認

記載している人だけでなく、記載していない人にも来所時の相談希望の有

福祉保健センター使用欄

面接で聴き取った情報や面接でのアセスメント、今後の支援方針等を記入します。また看護職が面接をしなかった場合など「妊娠届出時相談票」の記載に至らなかった場合にも記入します。※看護職の面接を案内するが、本人希望なし。※土曜開庁日に来所したため、後日看護職の電話があることを伝えた。

□終了 □継続支援（引継者： 職種： ） □その他（ ）

「健診券綴り」には妊婦健診制度の説明がありますが、必要に応じてチラシをお渡しください。

2 妊婦健康診査費用補助券の利用及び助成事業について

妊娠中の健康を守り、母子ともに安心・安全な出産のためには、妊娠中の定期的な健康診査が必要です。横浜市では平成 21 年 4 月から、妊婦健康診査費用を補助するため、14 枚の補助券を交付しています。(23 年度 4 月から 4,700 円×11 枚、7,000 円×1 枚、12,000 円×2 枚)

(1) 補助券の利用について

ア 対象者

健診受診時に横浜市内に住民登録又は外国人登録がある妊婦で次のいずれかに該当する者

- (ア) 市長に妊娠の届出を行った者。
- (イ) 本市以外で妊娠の届出を行った後、転入の届出又は居住地変更登録を行った者。

イ 補助券が利用できる医療機関等

- (ア) 横浜市医師会加入の妊婦健康診査実施医療機関
- (イ) 横浜市と契約している助産所・市外妊婦健康診査実施医療機関

← ※上記以外は補助券の利用はできない → 領収書と使用できなかった補助券は必ず保管

ウ 補助券の利用方法

- ・母子健康手帳の交付後であれば、妊娠中のどの回の健診でも利用可能
- ・健診 1 回につき 1 枚の利用（助成制度との併用は不可）
- ・補助券の利用で 1 回につき健診費用から補助券金額(4,700 円・7,000 円・12,000 円)が差し引かれる
- ・助産所では 4,700 円の補助券のみ利用可

← ※ 補助券金額未満の時には補助券は利用できない → 領収書と使用できなかった補助券は必ず保管

(2) 助成制度について — 申請は郵送にて受付

申請期限：最後の妊婦健康診査又は出産の日から 1 年以内 **※母子健康手帳交付前は対象外**



○助産所について

横浜市と契約をしていない助産所では補助券及び助成制度の利用はできません。また、助産所での妊婦健康診査費用の助成上限は 4,700 円です。

○医療機関との契約

市外の医療機関が横浜市と契約するかどうかは任意であり、必ず契約できるものではありません。

○対象は「妊婦健康診査」

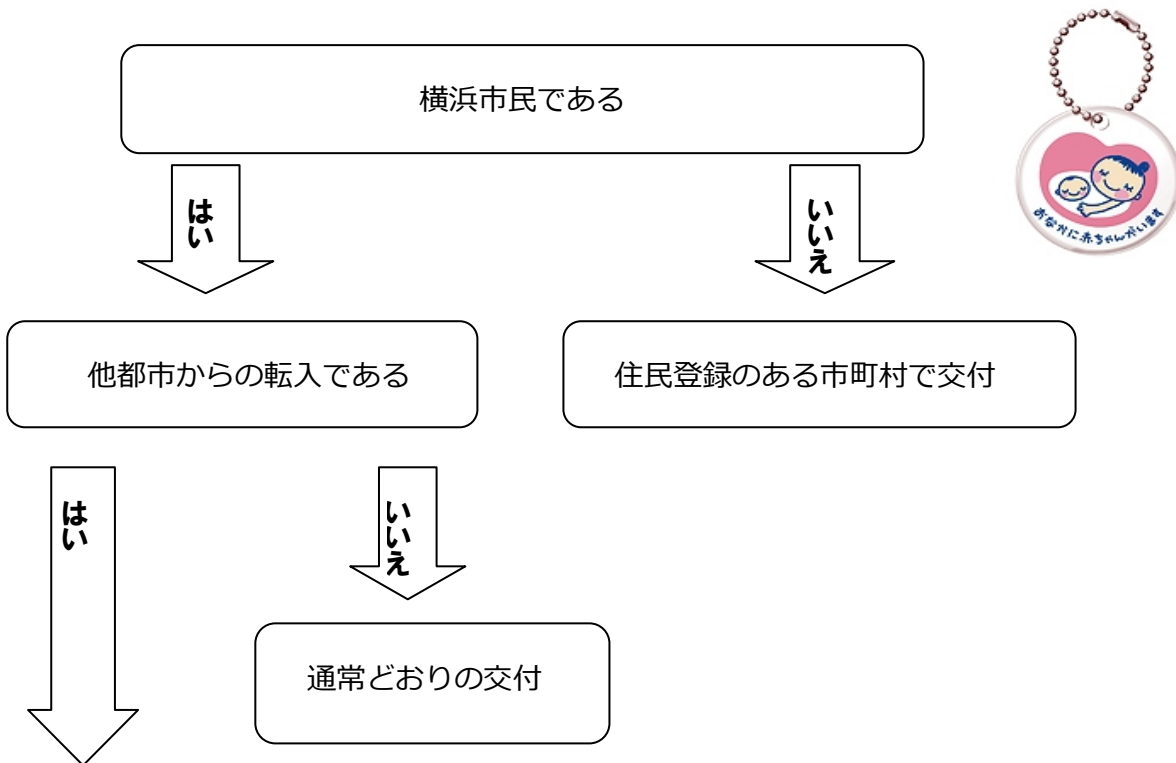
費用助成の対象となるのは、「妊婦健康診査費用」であり、検査だけのものや保険適用となったものは対象となりません。

「妊娠判定」をするための初診は、妊婦健康診査に当たりません。必ず医師から妊娠の診断を受けてから母子健康手帳をもらいに来よう説明してください。

○妊婦健康診査は自由診療です

医療機関や妊婦さんの経過によって、診療内容・費用は様々です。医療機関によっては、健康診査費用の目安を教えていただけることがあります。

(図) 母子健康手帳（健診券綴り）交付フロー



- ※ 転入者の母子健康手帳に新たに横浜市の付番をする（P12【転入】参照）
- ※ 補助券の交付（他都市の残数と同数の補助券を引き換える）

参考：母子健康手帳交付番号について（全市連番）

8桁 XX-XX- XXXX（年度（西暦）2桁－区番2桁－個人整理番号4桁）

鶴見	00	神奈川	10	西	20	中	30	南	40	港南	41
保土ヶ谷	50	旭	51	磯子	60	金沢	70	港北	80	緑	81
青葉	82	都筑	83	戸塚	90	栄	89	泉	88	瀬谷	91

【他都市からの転入者に交付する補助券の考え方】

※前の市町村での補助回数と合わせて、14回の補助が受けられるように交付

例) 14回のうち、10回使い、残り4枚残った状態で転入してきた場合

⇒ 他都市の4枚と引き換えに横浜市の補助券4枚を渡す。

【表】

補助券交付数	内訳		
	12,000	7,000	4,700
13枚	2枚	1枚	10枚
12枚	2枚	1枚	9枚
11枚	2枚	1枚	8枚
10枚	2枚	1枚	7枚
9枚	2枚	1枚	6枚
8枚	2枚	1枚	5枚
7枚	2枚	0枚	5枚
6枚	1枚	0枚	5枚
5枚	1枚	0枚	4枚
4枚	0枚	0枚	4枚
3枚	0枚	0枚	3枚
2枚	0枚	0枚	2枚
1枚	0枚	0枚	1枚

(参考)

～8週

～12週

～16週

～20週

～24週

～28週

～30週

～32週

～34週

～36週

Q【補助券を無くした？】

A 転入時に、補助券を転入前の市町村等に返してしまった。
又は、もう必要ないと思って捨ててしまった。などの場合には、母子健康手帳で受診回数などを確認、及び(参考)を見な

<解説>

※12000円券は、中期（あるいは初期）、後期の血液検査などの諸検査時に使用するために作った券です（したがって36週以降には使用しない想定）

※7000円券はクラミジアなどの検査のために増額した券なので28週くらいまでには使用する想定

※他都市では、①番から順番に使うところや、検査の種類で使う券を決めている自治体もあるようですが横浜市は、どの券から使っても構いません。

順番は問わないので、検査等で費用がいつもより多くかかるときに7000円券や12000円券を利用するようご案内ください。

【外国から帰国し、初めて母子健康手帳をもらいに来る方の場合】

※ 母子健康手帳の交付は日本の制度なので、妊娠中期以降で明らかに妊婦である見てとれる場合でも外国で受診している場合でも必ず1回は日本の健康診査を受け、出産する病院の確保がされてからの交付となります。（同日の交付であれば、後の償還払いは可能ですのでその旨ご説明ください）

※ 外国での健診結果を確認できた場合には、交付可能です。ただし、出産場所（日本での健診医療機関）の確認は必ず行ってください。

3 外国語版母子健康手帳交付事務について

(1) 交付対象者

◆妊婦または配偶者が外国人で外国語版母子健康手帳を希望した方

日本語版で支障のない方、外国語版を希望されない方には日本語版を交付してください。

◆横浜市に外国人登録または住民登録されている方のみが交付対象です

里帰りなどの短期滞在者には交付できません。

◆アの方で、日本語版と外国語版両方を希望される方には両方お渡しください

その場合はシステム入力の際、備考欄に2冊渡していることを必ず記載してください。

(2冊所有していることで、医療機等から問い合わせが来ることがあるため)

(2) 交付の際の注意

・母子健康手帳の本冊を外国語版のみをお渡しした方には、異動者用出生連絡票もお渡しください。

・日本語のわからない方が来庁されることがあらかじめわかっている場合は、市民通訳ボランティア制度（横浜市国際交流協会 ☎ 2 2 2 - 1 1 7 3）がありますので、ご相談ください。

(3) その他

・母子健康手帳の制度がない国からの転入の乳幼児に関しては、出産後交付として交付することができます。

・妊婦及び配偶者が日本人で海外赴任などのため外国語版を希望する方には購入のご案内をしてください。また、横浜市に住民登録をしていない方に母子健康手帳の交付はできません。

<購入先>

(株) 母子保健事業団 電話 0 3 - 4 3 3 4 - 1 1 8 8 1冊787円(送料別)

英語・ハングル・中国語・タイ・タガログ・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア

<購入方法>

現金書留(〒113-0034 東京都文京区湯島1-6-8)

郵便振替(口座番号00110-1-54451)

ネットショップ(<http://www.ecur.co.jp/manten.html>)

4 母子健康手帳の交付 転入者及び再交付等の取扱い

(1) 転入の場合

ア 母子健康手帳をすでに交付されている方が転入してきた場合

・母子保健システム「住基対象者検索」から住民登録があることを確認します。妊婦・13 か月未満児は「母子健康手帳交付・住登外登録を行います」から、13 か月以上の児は「乳幼児情報の照会・修正を行います」から入ります。住民登録の反映が遅い場合は本人が住民票を持参していれば手続きは可能です。その時は「乳幼児情報の登録・住登外登録を行います」から入ります。まだ、住民登録をしていない場合は、住民登録が済んでから来ていただきようお願いください。DV等で住民登録の異動ができない方で、すでに福祉保健システムで住登外登録をしている方は登録可能です。

イ「妊産婦等異動届」を記入してもらい、母子健康手帳表紙には「 年 月 日 転入届出済」の印を押し、転入用の母子健康手帳番号を付番します。

(7) 妊婦及び生後13か月未満（1歳0か月）の児

・妊婦健康診査費用補助券は既に使用している枚数に応じて交付し、医療機関乳幼児健康診査受診票は月齢に応じて交付してください。それぞれ何枚交付したか、乳児の生年月日、氏名を「妊産婦等異動届」に記入してください。

・乳児は母の名で妊婦登録をした後で、乳児登録をして紐付をしてください。

届出区分	出産後
交付種別	乳児転入

・4か月児健診に該当しそうであれば、問診票もお渡しください。その際健診予定日を決め、異動届に記入してください。

(4) 3歳未満の児

1歳6か月児・3歳児健診に該当しそうであれば問診票をお渡しください。

ウ 「妊産婦等異動届」を元に母子保健システムに入力します。

近日中に健診に該当する児（健診予定日はまだだが、バッチ処理は終わっている児）は健診予定日を入力してください。（健診対象者の乳幼児健診予定を修正する参照）

ポイント

妊婦健康診査は国事業なので、金額や回数の違いはあっても、どこの自治体でも実施しています。医療機関乳幼児健康診査は横浜市の事業なので、他市では実施していない場合（特に1～2か月児の健診など）があります。

転入用母子健康手帳番号の付番の仕方

8桁 XX-XX-8001（届出をした年度（西暦）2桁－区番2桁－個人整理番号4桁8001～）

(2) 再交付の場合

再交付の申請を受けたら、母子保健システムから再交付の登録をしてください。(保健指導編 母子健康手帳を再交付する参照)平成25年2月以前の交付の履歴は入っていないので、履歴がない場合は当初交付日で新規登録し、その後、再交付の登録をしてください。

ア 破損

破損した母子健康手帳を持参いただき、「再交付申請書」を記入し、新たに交付する母子健康手帳本冊表紙に「再交付」の印を押してください。母子健康手帳番号は旧のものを転記してください。

イ 紛失・盗難

「再交付申請書」を記入していただき、新たに交付する母子健康手帳本冊表紙に「再交付」の印を押してください。母子保健システムから旧の母子健康手帳番号を検索し記入してください。

健診券綴は金券のため、原則再交付できません。盗難及び焼失の場合のみ、証明する公的機関発行の罹災証明書や盗難届の写しが添付できる場合は「横浜市母子保健健診券再交付申請書」の記入をしていただき、再発行します。

※転入等で旧の母子健康手帳番号が不明な場合のみ、新番号（転入用）を付番してください。

(3) 返却の場合

妊娠が継続できなくなった場合、母子健康手帳の返却にいらっしゃる方がいます。母子保健システムの「母子健康手帳返却登録」に入力していただくことにより、妊婦健診の勧奨から除外されます。

<Q&A>

Q1 離婚等で子のみ転入、母子手健康帳は母が持っている。子の母子健康手帳はどうすればよいか？

A 再交付で交付してください。13か月未満児の場合は、月齢に応じて医療機関乳幼児健診受診票を交付してください。

Q2 母は住民登録なし(軍籍などが考えられます)、子は住基ありの場合、母子健康手帳は交付できるか？

A 出産後交付ができる。13 か月未満児の場合は、月齢に応じて医療機関乳幼児健康診査受診票を交付してください。

Q3 母子健康手帳は何歳まで再交付できますか

A 特に決めはありませんが、妊産婦・乳幼児の健康管理が主な目的であることから、お子さんが中学生以上になったの再交付はお断りしてください。予防接種は母子健康手帳がなくても接種できます。

Q4 母または父が横浜市民でない場合、母子保健システムでの登録はどうなるか

A 乳幼児情報での登録はできないので、備考に記入して下さい。

Q5 ◎転入届と同時に母子健康手帳を無くしてしまったと言われたら？

A まず先に転入届けの処理を行い、母子健康手帳番号を付番してから改めて再交付手続きを取ってください。

5 住登外登録の取扱いについて

住登外登録は、DV 被害者等で住民票登録ができない状況がある者であって、横浜市に 3 か月以上居住することが見込まれ母子保健サービスを利用する者について住登外登録するものとする。

- ・住登外登録は局で行います。必要な場合は「住登外登録依頼票」を共有フォルダに格納し、その旨を組織メールで送ってください。
- ・住登外登録を依頼する前に必ず、住所をクリアして、カナ氏名頭 2 文字で全市で検索してください。他区にいる場合があります。
- ・郵便番号は必ず調べて、正確なものをいれてください。

参考1:母子健康手帳交付 事業概要

事業目的	母性の保護及び乳幼児の健康維持・増進を図り、妊娠中から継続した母子の健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、妊産婦に対して健康相談を実施する。
根拠法令	・母子保健法、母子保健法施行規則 ・母体保護法 ・地域保健法 ・横浜市母子保健法施行規則
対象者	横浜市に住所を有する妊婦で妊娠の届出をした者
事業概要	【配布方法】 窓口で妊娠届出書（裏面・妊娠届出書を提出された方へ）を記入してもらい、交付する。 【外国語版の配布】 (1) 対象者 希望する外国人（夫婦が違う言語の場合は2言語の配布も可能） (2) 配布内容 本冊、「育児のしおり」解説書、別冊ご利用の手引き (3) 配布言語 6か国語（英語・中国語・ハングル・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語） 【面接の実施】 (1) 面接者 保健師、助産師、ケースワーカー等 (2) 対象者 高血圧、糖尿病など既往症、10代、多胎、妊娠22週以降、飲酒・喫煙、精神疾患、DV等のハイリスク妊婦及び相談希望者 【情報提供の実施】 母子健康手帳の交付時に情報を提供 ・よこはま子育てガイドブック どれどれ ・予防接種のしおり ・母親（両親）教室、こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等、区の子育て情報 など 【よこはま子育てガイドブック】 (1) 配布開始 平成12年10月 (2) 広告の掲載 平成18年度から公募により実施 (3) 掲載内容 横浜市の子育て支援情報、妊娠から出産（経過、食生活、母乳等）、歯の健康・食生活、成長カレンダー、事故・病気の予防、子育てQ&A、等
事業経過等	昭和38年 母子健康手帳取扱い要領（厚生労働省通知） 昭和40年 母子保健法 昭和41年 母子保健施策の実施について（厚生労働省通知） 昭和44年 母子健康手帳交付事務取扱い要領（厚生労働省通知） 昭和51年 母子健康手帳の改正ならびに取扱い要領について（厚生労働省通知・廃止） 平成 3年 母子健康手帳の作成及び取扱い要領について（厚生労働省通知） 平成19年（11月）母子健康手帳交付手続き事務マニュアルを策定 平成22年 母子健康手帳交付時マニュアルを改訂 平成24年 母子健康手帳全面改定（母子保健法施行規則H23.12.28.改正）

参考 2 : 妊婦健診の意義について



妊娠に強い不安を抱えている方もいます。「流産」「先天異常」などの言葉は使わないよう、細心の注意を！ 健診をきちんと受けること、心配なことは 母子健康手帳の自由記載欄に書きとめ、主治医に相談するよう勧めましょう。

妊婦健診の重要性

母児ともに健全な状態で妊娠・分娩を終了させることが妊婦管理の目標であり、妊婦定期健康診査（以下、妊婦健診）はこの中核をなすものである。妊婦健診は母子保健法に基づいて実施され、すべての妊婦がこれを受けることが推奨されているものであり、わが国の母子保健・福祉の向上にはたしてきた役割は大きい。妊婦健診では、妊娠が正常に経過していることを確認し、ハイリスク妊娠の早期抽出、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防、胎児異常有無の診断、分娩時期の予測、分娩様式の決定、マイナートラブルへの対応、各種保健指導などを行う。【日産婦雑誌 59 巻 11 号より引用】

産科の特徴は、一見健康と思われる妊婦に、母児の生命を危うくするような合併症が妊娠週数依存性に、ある一定の確立で起こることである。したがって、産科診療では全妊婦を対象として一連の適切な検査法によるスクリーニングを行い、種々の異常を発見した場合、適切に対応することが重要視される。（以下略）

【産婦人科診療ガイドラインー産科編 2014 の編集にあたって（編集・監修 日本産婦人科学会/日本産婦人科医会）より一部抜粋】

標準的な妊婦健診の例

厚生労働省では、14 回分の妊婦健康診査として、次のようなスケジュールと内容を例示しています。あくまでも標準的なものですので、特に「必要に応じて行う医学的検査」の内容は、医療機関等の方針、妊婦さんと赤ちゃんの健康状態に基づく主治医の判断などによって、実際はさまざまです。より主体的に受診していただくために、標準的な妊婦健康診査の例をご紹介します。

妊婦健診を受けられる主な場所は、病院・診療所・助産所です。

（助産所で出産する予定の方は助産師と相談の上、病院又は診療所でも妊婦健診を受けておきましょう）

期間	妊娠初期～23 週	妊娠 24 週～35 週	妊娠 36 週～出産まで
健診回数 (1 回目が 8 週の場合)	1・2・3・4	5・6・7・8・9・10	11・12・13・14
受診間隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	1 週間に 1 回
毎回共通する 基本的な項目	○健康状態の把握…妊娠週数に応じた問診、診察等を行います。 ○検査計測…妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するための基本検査を行います。 基本検査例：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（糖・蛋白）、体重（1 回目は身長も測定） ○保健指導…妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスをを行うとともに、妊婦さんの精神的な健康に留意し、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みの相談に応じます。また、家庭的・経済的問題などを抱えており、個別の支援を必要とする方には適切な保健や福祉のサービスが提供されるように、市区町村の保健師等と協力して対応します。		
必要に応じて行う 医学的検査	○血液検査【初期に 1 回】 血液型（ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体）、血算、血糖 B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体 HIV 抗体、梅毒血清反応 風疹ウイルス抗体 ○子宮頸がん健診（細胞診）【初期に 1 回】 ○超音波検査【期間内に 2 回】	○血液検査【期間内に 1 回】 血算、血糖 ○B 群溶血性レンサ球菌 【期間内に 1 回】 ○超音波検査【期間内に 1 回】	○血液検査【期間内に 1 回】 血算 ○超音波検査【期間内に 1 回】
	○血液検査【妊娠 30 週までに 1 回】 HTLV-1 抗体検査 ○性器クラミジア【妊娠 30 週までに 1 回】		



【厚生労働省 妊婦健診を受けましょう リーフレットより抜粋】

参考 3：禁煙指導等資料

「妊娠届出書を出された方へ」で、飲酒・喫煙項目に○があった方については、看護職の面接につなげ、安心・安全な出産を目指します。

妊娠中の喫煙

以下は、健康福祉局保健事業課と区福祉保健センター健康づくり係で作成したもので、裏面には各区で行っている禁煙事業等の情報を載せて使用します。

随時、健康づくり係の保健師等と連携し、最新情報等について確認して面接者へお伝え下さい。

妊娠おめでとうございます
赤ちゃんを迎える準備として
禁煙してみませんか?

タバコを吸うと・・・

おなかの中への影響は？

ママ（妊婦さん）が吸うと

- 低出生体重児（2500g未満）が生まれやすくなります。
- 妊娠・分娩合併症の危険性が高まります。
- 流産・早産の危険性が高まります。
- 胎盤早期剥離、前置胎盤等の危険性が高くなります。
- 先天異常が起こる可能性があるというデータがあります。

ママの前でパパが吸うと

生まれてくる子どもの体重が軽くなる事が報告されています。

赤ちゃんへの影響は？

タバコの煙にはなんと 200 種類以上の有害物質が含まれています。親や周りの大人がタバコを吸うと吸っている人だけでなく、子どもも病気になることがあります。

タバコから出てくる煙や吐き出された煙を吸われることを **受動喫煙**と言います。

こんな病気になりやすい！

- 赤ちゃんが突然死してしまう病気（乳幼児突然死症候群）
- 両親とも喫煙する・・・4.7 倍
親の一人が喫煙する・・・1.8 倍
- 肺炎や気管支炎・・・1.5～2.5 倍
- 気管支喘息・・・1.5 倍
- 中耳炎・・・1.2～1.6 倍
（厚生省の妊婦調査 1998）
他にも子どもの身体発育に影響がでたり、速やかに返すことが難しくなったりします。

区役所にはママとパパがタバコをやめられるようにお手伝いする場所があります。
良い方法を一緒に考えましょう。

やめられないのは意志が弱いから？

あなたの意志が弱いからではありません！
タバコの中に含まれる依存性の物質「ニコチン」が、そうさせているのです。自分はやめられないと思うかもしれませんが、**たばこはやめられます！**
*ニコチン・切れるとイライラする依存性の物質

自分のためにも禁煙を♪

タバコによる影響から解放され、ママももっとキレイに☆

タバコによる影響
・お肌のツヤ・ハリが失われシワが増える。
・歯が黄ばぶ。
・発がんしやすくなる。

横浜市長瀬福祉局

妊娠中の飲酒

飲酒は胎児や赤ちゃんに重大な障害を引き起こすリスクとなります。

アルコールは、胎盤をとおり胎児に影響を及ぼします。アルコールが原因となる障害（胎児性アルコール症候群）は、飲酒を避けることで100%予防できます。

また、授乳中の飲酒は、母乳を介して赤ちゃんの発育障害のリスク要因になります。胎児や赤ちゃんの発育を阻害しないよう、妊娠期・授乳期の飲酒を避けることを伝えます。



事 務 連 絡

平成19年3月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについては、下記のとおり取り扱っているところですので、都道府県等におかれましては、改めて貴管内の市町村及び児童相談所に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 児童手当

児童手当は、小学校修了前の児童の養育者からの申請に基づき、監護要件及び生計要件等を判断するほか、受給者（養育者）が国内に住所を有するときに支給することとされている。

しかしながら、対象児童については住所要件がないことから、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該児童の養育者について監護要件及び生計要件等を個別に確認した上で、当該児童の養育者に対して児童手当の支給を認定することができる。

2. 児童扶養手当

児童扶養手当は、母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者からの申請に基づき、申請者と対象児童との関係、監護要件、養育要件等を判断するほか、受給者（母又は養育者）及び対象児童が国内に住所を有するときに支給することとされている。

そのため、申請に当たっては、親子関係等を証明する戸籍の謄本又は抄本、居住地等を

証明する住民票の写し等の添付が必要となるが、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、対象児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、児童扶養手当の支給対象とすることができる。

3. 保育所

保育所における保育の実施は、就学前の児童の保護者からの申込みに基づき、保護者の労働、疾病等の「保育に欠ける」要件に該当することを判断した上で行うこととされている。

しかしながら、当該申込みに当たっては、入所申込書を「保育の実施を希望する保護者の居住地の市町村に提出」することとされており、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該児童が当該市町村に居住している実態を確認できれば、「保育に欠ける」要件を個別に確認した上で、保育所への受入れを決定することができる。

4. 母子保健

母子保健に関する事業については、妊娠した者に対して市町村長への届出を求め、これによって把握した対象者に母子健康手帳を交付し、保健指導、新生児の訪問指導及び健康診査を行っている。

当該対象者については住所要件がないことから、戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、当該市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる。

<照会先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
電話：03-5253-1111
(厚生労働省代表)

○児童手当

育成環境課児童手当管理室指導係
青木・後藤（内線7915）

○児童扶養手当

家庭福祉課扶養手当係
長山・小園（内線7893）

○保育所

保育課企画法令係
乃村（内線7920）

○母子保健

母子保健課母子保健係
中込・佐々木（内線7938）

○外国人の妊娠届出に関する件

(昭和二五年七月六日)

(発児第六一号)

(各都道府県知事あて厚生省児童局長通知)

児童福祉法第二〇条の規定による妊娠の届出の励行については、種々御配慮を煩わしているが、外国人である者が妊娠した場合もこの規定により届出義務があるので、左記事項了知の上各保健所及び市区町村並びに関係方面に対し速やかに周知徹底されるよう万遺憾なきを期せられたい。

なお、この届出が完全に励行されるよう関係方面からも強い要望があつたので念の為申し添える。

記

1 妊娠の届出を必要とする外国人の適用範囲について

外国人登録令(昭和二二年五月二日勅令第二〇七号)の規定により登録をした者。

2 外国人の妊娠届出報告の方法について

イ 児童福祉法第二〇条の規定によること。

ロ 妊娠届出用紙は、昭和二五年五月厚生省令第二四号の別表第一号様式(昭和二五年六月厚生省令第三四号一部改正)によること。

ハ 市区町村、保健所等には、別紙様式の通り翻訳文を一部ずつ(英・仏・独・西語)備え付け置きこれを参照して記入させること。

ニ 本籍欄には国籍を記入するよう指導すること。

3 周知徹底について

本省においても各種報道機関を通じ、これが周知徹底に努めるが、地方においても次の方法等を利用して周知に努められたい。

イ 新聞、ラジオ(特に外国人の利用しているもの)。

ロ 居留民団、その他外国人団体との連絡。

ハ 医師会、助産婦、看護婦、保健婦、協会及び外国人の経営する病院、診療所、外国人である医師、助産婦等と十分連絡を図り協力を得る。

ニ その他出来得ればポスター、リーフレット等を使用すること。

4 妊娠届出の励行について

この届出は妊産婦、乳幼児の保健指導を行う基礎資料となるのであるから、全妊婦に対し出来得るだけ速やかに、且つ、正確なる妊娠の届出がなされるよう指導されたい。

(別表第一号様式)略

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 4 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子健康手帳の改正について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

母子健康手帳の改正については、社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂等を踏まえて、現在、母子保健法施行規則に規定している様式の改正作業を行っているところですが、有識者による「母子健康手帳に関する検討会」において、別添 1 のとおり「母子健康手帳に関する検討会報告書」がまとめられ、今後、これを基に施行規則等の改正作業を進めることとなりましたのでお知らせします。

なお、報告書の概要及び今後の日程は下記のとおりです。

また、改正に伴う地方交付税措置については、総務省と調整をしているところです。

各都道府県等におかれましては、貴管内市町村に対してご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 報告書の概要

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、母子健康手帳の名称は変更しない

- 省令様式の分量が増加する場合、任意様式の簡略化を行うが、最低限に必要な知識は引き続き情報提供する。
- 妊産婦の意識の変化、妊婦健康診査の充実等を受け、妊娠経過の記載欄を拡充し、自由に記入できる欄を増やす。
- 先天性胆道閉鎖症等、生後 1 ヶ月前後の児の便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、カラーカードを母子健康手帳と一体的に利用できるようにする。(別添 2：参考資料：「胆道閉鎖症早期発見のための便カラーカードに関する中間報告」(新生児・乳児胆汁うっ滞症候群の総括的な診断・治療に関する研究班))
- 平成 22 年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児体重曲線を改訂する。
- 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意記載欄を増やすなど充実を図る。
- 母子健康手帳以外の情報提供のあり方、健康診査等のデータの管理や活用等の課題について今後さらに検討する。

2. 今後の日程

- 11 月上旬：省令様式の改正案について意見公募手続を実施
- 12 月下旬：省令改正（新様式を自治体に向けて通知）
- 平成 24 年 4 月：省令施行（新様式の母子健康手帳を配布）

母子健康手帳に関する検討会報告書

平成 23 年 11 月 4 日

はじめに

母子健康手帳は、昭和 17 年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、妊産婦、乳幼児をもつ保護者、保健医療関係者を始めとする多くの国民に親しまれてきた。昭和 40 年に母子保健法に基づく母子健康手帳となつてからは概ね 10 年ごとに社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂等を踏まえて様式の改正を行ってきた。

我が国の母子保健は世界最高水準にあるが、昨今は、35 歳以上の妊娠・出産や低出生体重児の増加、生殖補助医療による出生の増加などに加え、子育て環境の変化や児童虐待の増加等の社会情勢の変化が認められる。こうした変化を踏まえ、今後の母子健康手帳及び母子保健施策のあり方について検討を行うために、「母子健康手帳に関する検討会」が設置された。

検討会では、母子健康手帳に関わる様々な関係者が一堂に会し、9 月 14 日、10 月 7 日、10 月 31 日の 3 回にわたり、母子保健の現状と母子健康手帳に関する最近の研究成果を確認した上で、主要な論点について議論し、今後の母子健康手帳のあり方等について以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1. 全体的な事項

1) 母子健康手帳の名称

母子健康手帳については、母子保健法第 16 条において、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。当事者が主体となって健康記録を所持・記載することで、妊産婦・乳幼児に必要な保健医療支援等に結び付けるとともに、当事者自身による妊産婦・乳幼児の健康管理を促す重要な手段となっている。

妊産婦、乳幼児は急激に健康状態が悪化することがあり、また乳幼児にとっては、この時期の健康が生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、特に保健上の配慮を要する集団であることは現代においても変わりはない。父親の育児参加を促すために親子健康手帳等への名称変更が有効との意見があったが、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進の重要性という観点から、母子健康手帳の名称は変更しないことが適当と考える。なお、父親の育児参加を促進するためには、父親にも記入しやすい欄を設ける等の工夫を行うことが望ましい。

2) 母子健康手帳の記載対象年齢

母子健康手帳については、母子保健法上、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されている。

法の趣旨に鑑みれば、母子健康手帳の記載対象年齢については、小学校就学前までの子どもに限られるが、子どもの発達に切れ目はないことから、「妊娠・新生児・乳幼児・学童期にいたる継続性」についても配慮し、適切な情報提供を行うことが望まれる。

3) 任意様式のあり方

母子健康手帳の記載内容については、手帳交付事務が市町村に移譲された平成3年から、医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健育児情報等については省令で記載項目のみを定め、その具体的内容は市町村に委ねることとされた（いわゆる任意様式）。

任意様式の作成例を示す母子保健課長通知については、頻回に改正が行われ、平成3年当初から22ページ増加し、情報量が多すぎることで、適時の更新が課題となっている。一方、母子保健・子育てに係る情報については、母子健康手帳副読本や各市町村の子育て情報誌、民間雑誌やウェブサイト等でも情報提供がなされている。

母子健康手帳は、堅牢性を確保するため、ミシン綴じによる製本を推奨しており、現行の大きさでは、既に分量（100ページ程度）は限界に達しており、これ以上情報を追加することは困難であることを踏まえ、任意様式のあり方について検討を行った。

任意様式の分冊化については、追加的な費用がかかることや、健診等での保護者の持参忘れが懸念されることなどから、実施が困難と考えられた。

母子健康手帳全体の分量の制約の中で、省令様式の分量が増加する場合、任意様式の簡略化を行う必要があるが、制度、予防接種、注意事項、健康保持のために最低限必要な知識等については引き続き情報提供することが適当である。また、母子健康手帳で情報のURLを紹介すること、新たな情報についてはウェブサイト等で効率的に提供を行うことも考えられる。

なお、いくつかの市町村では省令様式と任意様式の混在化などの様式の改編が行われているが、母子健康手帳の役割及び全国一律の省令様式の意義を考えれば、望ましくない（省令様式を変更せずに、任意様式の充実を図ることは問題ない）。

2. 個別の事項

1) 妊娠経過の記載欄の拡充

近年の高齢妊娠や合併症妊娠などのハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する

意識や状況の変化、妊婦健康診査の充実（公費負担の対象となる健康診査の回数が5回から14回に増えるとともに、HTLV-1抗体検査や性器クラミジア検査等の検査項目の追加が行われた）を踏まえ、妊娠経過に関する記載欄を拡充することが適当であり、全体の分量を考慮しつつ、妊娠・分娩のリスクについて、高齢妊娠や喫煙、基礎疾患への注意などを記載することが必要である。なお、妊婦自身による「リスク自己評価」の導入についても議論を行ったが、評価の手法としての成熟度や実施体制の地域格差などの問題があり、導入は困難と考えられる。また、陣痛促進剤のリスクについては、関係学会で妊産婦に対する説明と同意の推進等が図られていることから、薬の一般的な注意に加えて特記する必要性は低いと考えられる。

その他、①胎児発育曲線、②感染症検査結果、③妊婦健康診査及び超音波検査結果、④妊産婦自身による記録の充実については、以下のとおりと考えられた。

- ① 胎児発育曲線については、乳幼児身体発育曲線のように国の統計調査に基づいたものではないが、日本超音波医学会及び日本産科婦人科学会によって標準化された計測法による基準値に基づき作成※されており、会員等への周知が図られ一般化されている。胎児発育曲線を母子健康手帳に掲載し、そこに胎児の推定体重を記入することで、胎児の状態の把握、母性の涵養に資することが期待されるが、胎児の推定体重の意義に関する一般の理解や、市町村における相談対応等の課題があることから、希望する市町村が導入できるよう任意様式に位置づけることが適当である。

※文献

- ・日本超音波医学会：「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」の公示について。超音波医学 2003；30；J415-J440
 - ・日本産科婦人科学会周産期委員会提案：超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値。日本産科婦人科学会誌 2005；57；92-117
- ② 感染症検査については、検査の促進を図るために、公費負担の対象として追加された検査項目についても、実施の有無を記録できるよう省令に記入欄を追加する必要がある。なお、医療機関において検査結果を記入する場合には、個人情報保護の観点から妊婦本人の了解が必要であることに留意する必要がある。また記入しない場合でも、医療機関から検査結果の複写を配布する等の工夫をすることが望ましい。
 - ③ 妊婦健康診査については、近年の妊婦健康診査の公費負担回数の充実に対応するよう、記録欄を増やす必要がある。また、妊婦健康診査においては、標準的に超音波検査を4回実施していることから、その他の検査の記録欄に超音波検査結果を記入できるようにするなど充実を図ることが適当である。なお、妊婦健康診査の記録については、全経過を見開き2ページで一覧できる

ことが望ましい。

- ④ 妊産婦自身による記録の充実については、育児支援等の観点から、全体の分量を考慮しつつ、妊産婦や父親等が自由に記入できる欄を増やすことが適当である。

2) 乳幼児身体発育曲線

子どもの現況を反映する曲線として、平成 22 年乳幼児身体発育調査に基づく乳幼児の身体発育曲線（身長、体重、頭囲）と幼児の身長体重曲線を母子健康手帳に掲載することが適当である。

3) 成長発達の確認方法

乳幼児健康診査における乳幼児の成長発達の確認は、「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要綱において、母子健康手帳の保護者の記録（成長発達の確認項目）を参考とし、発達状況等を確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入するとされている。

この成長発達の確認項目が、ある時点の「できる」「できない」を回答する形式となっていることについては、情報として正確である一方、発達が定型より遅れがちな子どもをもつ保護者等に負担となるという問題がある。現行様式においても、「できた時点」を記載する欄も一部あることから、乳幼児健康診査の際に支障がない範囲で、可能な項目については達成時期を記載する項目にするなど、工夫を行うことが適当である。

4) 便カラーカードの利用

現行の母子健康手帳では、1 か月児の保護者の記録の頁に、「便の色がうすい黄色、クリーム色、灰白色で、白目（しろめ）や皮膚が黄色～黄緑色である場合は胆汁が流れにくい状態が疑われるので、一日も早く、小児科医、小児外科医等の診察を受けて下さい。」と便色への注意が促されているが、便色調の見本がない。

胆道閉鎖症等、生後 1 か月前後に便色の異常を呈する疾患は、早期発見・早期治療により予後が改善する。早期発見のためには保護者が便色を参照できるものを日ごろから所持することが有効であることから、便カラーカード^{※※}を母子健康手帳と一体的に利用できるようにすることが適当である。

便カラーカードの導入に際しては、カードの色の品質管理の工夫や自治体及び医療機関の相談対応のためのマニュアルの作成等により体制整備を図る必要がある。

※※文献

- ・平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 難治性疾患克服研究「新生児・乳児胆汁うっ滞症候群の総括的な診断・治療に関する研究班」胆道閉鎖症等早期発見のための便カラーカードに関する中間報告

5) 予防接種記載項目の充実

現行の母子健康手帳における予防接種の記載については、定期接種の記載欄が一連のものとなっていない。また、任意接種欄には、ワクチン名の記載はなく、空いている欄に随時記載するようになっている。

しかし、予防接種の重要性を考えると、定期接種の記載欄を一連の様式とし、任意接種欄を充実することが適当である。また、予防接種の実施スケジュールを記載することが望ましい。

3. 母子健康手帳に関連する今後の課題について

1) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付時期については、妊娠 11 週未満での届出が平成 21 年度では 86.9%と徐々に増加してきている。しかし、妊娠の届出がない場合は、妊婦健康診査の未受診や飛び込み分娩、出産後の子どもの虐待などにつながる可能性があるため、引き続き早期の届出がなされるよう啓発に努めることが適当である。

母子健康手帳の交付は、行政の母子保健担当者が妊産婦に接触する最初のことから、保健師や助産師等が妊婦の健康面のみならず、社会経済的な状況についても十分に把握し、適切な対応を行うことが望ましい。また、交付時や母親学級等の機会に、母子健康手帳が妊産婦自身と子どもの健康管理を目的とすることや、その内容や使用法についても伝えることが必要である。なお、母子健康手帳は、周産期の状況等世代間で共通する情報や予防接種の記録を含むことから、長期間保管するとともに、成人時に保護者から子どもに手渡すことも有意義である。

2) 母子保健情報の提供

母子健康手帳では、定型的な成長発達経過をとる子どもを中心とした記述とならざるを得ないが、低出生体重児や先天性の疾患を持つ子どもなどの育児に役立つ情報提供も求められている。ウェブサイト等で多様なニーズに応える情報を提供する方法等について、検討することが望ましい。

母子健康手帳は、記載される情報の更新頻度や量に限界があり、ウェブサイト等の活用も含め、母子健康手帳に記載すべき情報と他の媒体による情報提供が可能な情報

を整理し、母子保健情報の提供のあり方を検討する必要がある。

また、健やかな妊娠、出産のためには、妊娠前からの準備や健康づくりも重要である。加齢と妊娠・出産のリスクや女性の生殖機能との関係、バランスのとれた食生活、母子感染の予防等の知識を、若い女性等に普及することが重要である。健康づくりのための既存の国民運動である「健康日本21」や「健やか親子21」とも協働しつつ、取組を進める必要がある。

3) 健康診査等のデータの保存、管理、活用

最近、妊婦健康診査等の記録を電子化し、厳重なセキュリティ管理のもとに地域（当事者、医療機関、自治体）で共有する試みが行われており、東日本大震災による紙記録の紛失時に有効であったと報告されている。また、母子保健施策の効果等について適切な評価を行い、根拠に基づく施策を実施するためにも、情報の活用は重要である。健康診査等の記録のデータ管理や活用のあり方については、今後、他制度の動向等も踏まえ検討を行うことが望ましい。

おわりに

母子健康手帳は、妊娠、出産、乳幼児期の一貫した健康記録として、自らの健康管理に役立つとともに、子育て期の家族の重要な記録となる。また、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、母子保健対策を進めていく上でも重要な意義がある。

また、父親が母子の健康について理解を深め、乳幼児期から子育てに積極的に関わっていくために母子健康手帳を活用するという視点も重要である。

検討会では、近年の社会的変化や母子保健の変化等を踏まえ、今後の母子健康手帳の方向性を取りまとめた。厚生労働省においては、本報告の考え方を踏まえ、母子健康手帳の具体的内容などの詳細を設計し、平成24年度から使用される母子健康手帳に反映していただきたい。今後とも、母子健康手帳が、妊産婦・乳幼児の健康管理、さらには子育て家庭への支援に大いに役立つとともに、母子保健に関する諸制度等の改定や医療を取り巻く状況の変化等に対応できるよう、必要に応じて適切な時期に見直されることが期待される。

母子健康手帳交付時マニュアル（平成 26 年版）

発行 平成 26 年 12 月

横浜市こども青少年局こども家庭課

〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1

電話 045(671)2452

FAX 045(681)0925

母子健康手帳



母子健康手帳

本冊



健診券綴り

横浜市

 健診券綴り

この冊子には、妊婦健康診査費用補助券、妊婦産科健康診査受診券及び医療機関乳幼児健康診査受診券がついています。母子健康手帳と併せて持参してください。

市外に転出された場合は使用できませんので、転入先市町村にお問い合わせください。

	受 診 す る 時 期	受診する場所	備 考
妊婦健康診査	標準的な妊産婦中の健康診査の回数 (1) 妊娠初期23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠中期24～27週までは、2週間に1回 (3) 妊娠後期28～36週までは、1週間に1回	市内及び市外の妊婦健康診査医療機関等	補助券14枚
妊婦健康診査	概ね妊娠12週～27週（妊娠中に1回）	市内の妊婦産科健康診査委託医療機関	受診券1枚（無料）
先天性代謝異常等検査	生後5～8日の間に採血	市内の出産した病院など	検査料は無料 採血料は自己負担
医療機関乳幼児健康診査	標準受診月齢 1回目 生後1か月 2回目 生後7か月 3回目 生後12か月	市内の委託医療機関	受診票3枚（無料）

産前産後ヘルパー派遣について

- * 無料で受けられる健診・検査等の項目は定められています。詳細はそれぞれの説明のページをよくお読みください。
- * 健診等の結果は、横浜市に送付されますのであらかじめ御了解ください。
- * 乱丁・落丁があった場合は、お早めにお住まいの区の福祉保健センターへご連絡ください。交付窓口でお取り替えます。
- * 本券は、下記の者のみ利用できます。他人に譲渡しないでください。
- * 本券の紛失による再発行はいたしません。

保護者の氏名 _____	横浜市子ども青少年局 平成26年3月発行 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 045 (671) 2455 FAX 045 (681) 0925
子の氏名 _____	
母子健康手帳No. _____	



本冊



お母さんとお子さんの 大切な健康記録

必要事項は早めに記入を！

医療機関、健康診査等には

必ず持参を！



出生連絡票

出生連絡票 (赤ちゃんが生まれたらすぐに、ご提出をお願いします)

赤ちゃん	(ふりがな)			男・女	出生 順位	第 子
	氏名					
	生年月日	年 月 日	出生時体重			
	出生場所	市町村名	病院・診療所・助産院・自宅・その他			
お母さん	(ふりがな)			年齢	歳	職業
	氏名					
	自宅住所					
	電話番号	(自宅) (携帯)	※直轄の取れる番号をご記入ください			
	産後3か月、市町に暮らすのはいつ頃ですか。	月 日頃	産後3か月の電話番号			
	出産時の経産回数	満 週	出産予定日	年 月 日		
	出産時の状況	正常・異常()・多胎				
	妊娠中の異常	なし・あり()				
	(ふりがな)			職業		
	氏名	(歳)				
1 こんにちは赤ちゃん訪問 (全員対象) すべての方を対象に、地域の子育て情報を提供しています。 赤ちゃんが4か月頃までに地域の訪問員がお伺いします。 2 母子訪問 初めての赤ちゃんを、ご出産されたすべての方が対象です。 助産師・保健師がお伺いして赤ちゃんの体重測定や育児相談などをお受けしています。 訪問希望の有無をご記入ください。(希望する・希望しない) 3 その他 ご相談があればご記入ください。 (例: 母乳、体重の増え、母の体調、予防接種など)						

該当欄に○印をつけ、その他の欄も全部ご記入下さい

御提出ください！

こんにちは赤ちゃん訪問

母子訪問

に使います。



出生連絡票 (1 ページ目のハガキ)

御提出をお願いします。

提出期限：生後 1 か月
(めやす)

提出方法：

区役所に持参

又は

郵送

出生連絡票 (赤ちゃんが生まれたらすぐに、ご提出をお願いします)

赤ちゃん	(ふりがな)			男・女	出生 順位	第 子
	氏名					
赤ちゃん	生年月日	年	月	日	出生時体重	kg
	出生場所	市町村名		病院・診療所・助産院・自宅・その他		
お母さん	(ふりがな)			年齢	歳	職業
	氏名					
	自宅住所					
	電話番号	(自宅) (携帯)	※連絡の取れる番号をご記入ください			
	産後3日以内、自宅に居るの はいつ頃ですか。	月	日	産後3日の 電話番号		
	出産時の経産回数	週	週	出産予定日	年	月 日
	出産時の状況	正常・異常()・多胎				
	妊娠中の異常	なし・あり()				
お父さん	(ふりがな)			職業		
お父さん	氏名	() 歳				

1 こんにちは赤ちゃん訪問 (全員対象)
すべての方を対象に、地域の子育て情報をお届けしています。
赤ちゃんが4か月頃までに地域の訪問員がお伺いします。

2 母子訪問
初めての赤ちゃんを、ご出産されたすべての方が対象です。
助産師・保健師がお伺いして赤ちゃんの体重測定や育児相談などをお受けしています。
訪問希望の有無をご記入ください。(希望する・希望しない)

3 その他
ご相談があればご記入ください。
(例: 母乳、体重の増え、母の体調、予防接種など)

添付欄に○印をつけ その他の欄も全部ご記入下さい



出生連絡票 (1 ページ目のハガキ)

御提出をお願いします。

提出期限：生後 1 か月
(めやす)

提出方法：

区役所に持参

又は

郵送 (保護シール)

出生連絡票 (赤ちゃんが生まれたらすぐに、ご提出をお願いします)

プライバシー保護シール

このシールは、個人の情報を守るためのものです。
出生連絡票に必要事項を記入してから、貼ってください。
小さい方は、地図面に貼ってください。
なお、貼り直しはできませんので、充分ご注意ください。
※窓口にはがきを持参する場合は、貼らないで結構です。

新生児用肌着 無料プレゼント!

赤ちゃんが、初めて身に付けるものだから、とことんこだわりました。

このてがわの肌着が、
着心地が良く、肌にあたりません。

着いた瞬間、
肌にあたりません。

くり返し洗っても、
色褪せたり、変色したり
劣化しません。

型くずれを防ぐ
伸縮性のアープ



こんにちは赤ちゃん訪問・母子訪問

横浜市にお住まいの妊婦さんへ

赤ちゃんが生まれたら…



○地域の方が「こんにちは赤ちゃん訪問」をします！！

ちょっとした心配事やうれしかった出来事などをお話でき、お子さんの成長と一緒に喜んでくれる人が身近にいと安心ですね。

赤ちゃんが生まれたご家庭には、あなたの地域の方が訪問し、楽しく子育てができるよう、お住まいの地域で赤ちゃんと一緒に集まれる場所などの子育て情報をお家にお届けします。

○専門職による「母子訪問」をしています！！

助産師、保健師が赤ちゃん及びそのお母さんのお家に訪問し、赤ちゃんの体重を測ったり、授乳のこと、その他育児に関すること、産後のお母さんの心身の変化などのご相談をお受けしています。



赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている「出生連絡票」（ハガキ）をなるべく早くお住まいの区の福祉保健センターあてに提出してください。

お問い合わせ：神奈川区福祉保健センター



こども家庭支援課

TEL: 411-7111



こんにちは赤ちゃん訪問・母子訪問

横浜市にお住まいの妊婦さんへ

赤ちゃんが生まれたら…



○地域の方が「こんにちは赤ちゃん訪問」をします！！

ちょっとした心配事やうれしかった出来事などをお話でき、お子さんの成長と一緒に喜んでくれる人が身近にいと安心ですね。

赤ちゃんが生まれたご家庭には、あなたの地域の方が訪問し、楽しく子育てができるよう、お住まいの地域で赤ちゃんと一緒に集まれる場所などの子育て情報をお家にお届けします。

○専門職による「母子訪問」をしています！！

助産師、保健師が赤ちゃん及びそのお母さんのお家に訪問し、赤ちゃんの体重を測ったり、授乳のこと、その他育児に関すること、産後のお母さんの心身の変化などのご相談をお受けしています。



赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている「出生連絡票」（ハガキ）をなるべく早くお住まいの区の福祉保健センターあてに提出してください。

お問い合わせ：神奈川区福祉保健センター



こども家庭支援課

TEL: 411-7111



出生届け

〈この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。〉

続柄	氏名	生年月日(年齢)	職業
子の保護者	母(妊婦)	年 月 日生(歳)	
	父	年 月 日生(歳)	
		年 月 日生(歳)	
居住地	電話		
	電話		
	電話		

出生届出済証明

子の氏名	男・女	
出生の場所	都道府県	市区町村
出生の年月日	年 月 日	

上記の者については
出生の届出があったことを証明する。

市区町村長

印

赤ちゃんが生まれたときは14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。

お子様が生まれて

14日以内 に

区役所へ御提出下さい。

母子健康手帳も
忘れずに！



健診券綴り

横浜市



健診券綴り

この冊子には、妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券及び医療機関乳幼児健康診査受診票がついています。母子健康手帳と併せて持参してください。

市外に転出された場合は使用できませんので、転入先市町村にお問い合わせください。

	受 診 す る 時 期	受診する場所	備 考
妊 婦 健 康 診 査	標準的な妊娠中の健康診査の回数 (1) 妊娠週23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠週24週から35週までは、3週間に1回 (3) 妊娠週36週から分娩までは、1週間に1回	市内及び市外の妊婦健康診査委託医療機関等	補助券14枚
妊 婦 歯 科 診 査	概ね妊娠12週～27週 (妊娠中に1回)	市内の妊婦歯科健康診査委託医療機関	受診券1枚（無料）
先 天 性 代 謝 異 常 等 検 査	生後5～8日の間に採血	市内の出産した病院など	検査料は無料 採血料は自己負担
医 療 機 関 乳 幼 児 健 康 診 査		標準受診月齢	
	1回目	生後1か月	市内の委託医療機関 受診票3枚（無料）
	2回目	生後7か月	
	3回目	生後12か月	

産前産後ヘルパー派遣について

- * 無料で受けられる健診・検査等の項目は定められています。詳細はそれぞれの説明のページをよくお読みください。
- * 健診等の結果は、横浜市に送付されますのであらかじめ御丁解ください。
- * 乱丁・落丁があった場合は、お早めにお住まいの区の福祉保健センターへご連絡ください。交付窓口でお取り替えいたします。
- * 本券は、下記の者のみ利用できます。他人に譲渡しないでください。
- * 本券の紛失による再発行はいたしません。

保護者の氏名

子の氏名

母子健康手帳No.

横浜市こども青少年局
平成26年3月発行
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL 045 (671) 2455
FAX 045 (681) 0925

妊婦健康診査費用補助券
（14枚）

妊婦歯科健康診査受診券
（1枚）

医療機関乳幼児健康診査
受診票（3枚）



妊婦健康診査費用補助券

横浜市



健診券綴り

この冊子には、妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券及び医療機関乳幼児健康診査受診票がついています。母子健康手帳と併せて持参してください。

市外に転出された場合は使用できませんので、転入先市町村にお問い合わせください。

	受診する時期	受診する場所	備 考
妊婦健康診査	標準的な妊娠中の健康診査の回数 (1) 妊娠週23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠週24週から35週までは、3週間に1回 (3) 妊娠週36週から分娩までは、1週間に1回	市内及び市外の妊婦健診委託医療機関等	補助券14枚
妊婦歯科健診	概ね妊娠12週～27週 (妊娠中に1回)	市内の妊婦歯科健診委託医療機関	受診券1枚（無料）
先天性代謝異常等検査	生後5～8日の間に採血	市内の出産した病院など	検査料は無料 採血料は自己負担
医療機関乳幼児健康診査	標準受診月齢		市内の委託医療機関
	1回目	生後1か月	
	2回目	生後7か月	
	3回目	生後12か月	
産前産後ヘルパー派遣について			

- * 無料で受けられる健診・検査等の項目は定められています。詳細はそれぞれの説明のページをよくお読みください。
- * 健診等の結果は、横浜市に送付されますのであらかじめ御了解ください。
- * 乱丁・落丁があった場合は、お早めにお住まいの区の福祉保健センターへご連絡ください。交付窓口でお取り替えいたします。
- * 本券は、下記の者のみ利用できます。他人に譲渡しないでください。
- * 本券の紛失による再発行はいたしません。

保護者の氏名

子の氏名

母子健康手帳No.

横浜市子ども青少年局

平成26年3月発行

〒220-8502

横浜（国府）1-1

TEL 045 (681) 2455

FAX 045 (681) 0925

冊子1ページから



【妊婦健康診査費用補助券】

基本的な妊婦健診と健診に伴う
自費の検査について、費用補助をします。

第1号様式 妊婦健康診査費用補助券 ①

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 4,700円
(健診費用総額から4,700円が差し引かれます。)

有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
 ※健診費用総額が4,700円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
 ※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
 ※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
 ※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
 ※本券の払戻しや現金との引換はできません。
 ※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
 ※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 7

第12号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑫

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 7,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から7,000円が差し引かれます。)

有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
 ※健診費用総額が7,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
 ※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
 ※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
 ※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
 ※本券の払戻しや現金との引換はできません。
 ※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
 ※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 20

第13号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑬

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 12,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から12,000円が差し引かれます。)

有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
 ※健診費用総額が12,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
 ※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
 ※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
 ※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
 ※本券の払戻しや現金との引換はできません。
 ※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
 ※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 20



【妊婦健康診査費用補助券：枚数確認】

★4,700円の補助券★
P6～P27まで 計11枚

第1号様式 妊婦健康診査費用補助券 ①

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 4,700円
(健診費用総額から4,700円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が4,700円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 7

第12号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑫

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 7,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から7,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が7,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29

第13号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑬

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 12,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から12,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が12,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29



【妊婦健康診査費用補助券：枚数確認】

★7,000円の補助券★
P28～P29まで 計1枚

第1号様式 妊婦健康診査費用補助券 ①

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 4,700円
(健診費用総額から4,700円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が4,700円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒ 基本診察	☐ B型肝炎検査	☐ 血液検査
☐ 尿検査	☐ 超音波検査	☐ その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 7

第12号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑫

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 7,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から7,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が7,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒ 基本診察	☐ B型肝炎検査	☐ 血液検査
☐ 尿検査	☐ 超音波検査	☐ その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29

第13号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑬

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 12,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から12,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が12,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒ 基本診察	☐ B型肝炎検査	☐ 血液検査
☐ 尿検査	☐ 超音波検査	☐ その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29

【妊婦健康診査費用補助券：枚数確認】

★12,000円の補助券★
P30～P33まで 計2枚

第1号様式 妊婦健康診査費用補助券 ①

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 4,700円
(健診費用総額から4,700円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が4,700円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 7

第12号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑫

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 7,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から7,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が7,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29

第13号様式 妊婦健康診査費用補助券 ⑬

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区		
氏名	電話 ()	生年月日	年 月 日生
母子健康手帳番号	出産予定日	年 月 日	

補助券 12,000円 (助産所では利用できません)
(健診費用総額から12,000円が差し引かれます。)
有効期限：母子健康手帳を受け取った時点から出産前まで

～ご利用上の注意～
※健診費用総額が12,000円未満のときは医療機関等ではご利用できません。
※健診1回につき1枚ご利用できます。まとめてご利用できませんのでご注意ください。
※住民票を市外に移された方は、その日以降はご利用できません。
※市内の横浜市医師会所属の実施医療機関等、または市外の契約医療機関等で受診できます。
※本券の払戻しや現金との引換はできません。
※紛失による再発行はいたしません。

実施医療機関記入欄
※今回の検査で実施した全ての項目にチェックをつけてください。

☒基本診察 ☐B型肝炎検査 ☐血液検査
☐尿検査 ☐超音波検査 ☐その他

実施年月日 年 月 日

医療機関の名称
所在地・医師の氏名

(医療機関控) 29



補助券が利用できないケース

- (1) 健診費用が補助券の金額を下回る場合
- (2) 横浜市と契約していない医療機関を受診した場合



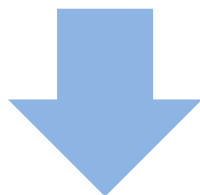
補助券が利用できない！！



病院で全額自己負担



横浜市へ払い戻しの申請（郵送）



後日、振り込まれる



費用助成の申請方法（払い戻し）

詳細は、2ページをお読みください。

- （１）申請期限：出産から１年以内
- （２）提出先：横浜市こども青少年局
（郵送）
- （３）提出書類
 - ア 申請書
 - イ 未使用の妊婦健診補助券
 - ウ 病院の領収書のコピー
 - エ 母子健康手帳のコピー
 - オ 振込口座の通帳等のコピー

補助券と領収書は保管！！



妊婦歯科健康診査受診券

横浜市



健診券綴り

この冊子には、妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券及び医療機関乳幼児健康診査受診票がついています。母子健康手帳と併せて持参してください。

市外に転出された場合は使用できませんので、転入先市町村にお問い合わせください。

	受診する時期	受診する場所	備 考
妊婦健康診査	標準的な妊娠中の健康診査の回数 (1) 妊娠週23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠週24週から35週までは、3週間に1回 (3) 妊娠週36週から分娩までは、1週間に1回	市内及び市外の妊婦健康診査委託医療機関等	補助券14枚
妊婦歯科健康診査	概ね妊娠12週～27週 (妊娠中に1回)	市内の妊婦歯科健康診査委託医療機関	受診券1枚（無料）
先天性代謝異常等検査	生後5～8日の間に採血	市内の出産した病院など	検査料は無料 採血料は自己負担
医療機関乳幼児健康診査	標準受診月齢		市内の委託医療機関 受診票3枚（無料）
	1回目	生後1か月	
	2回目	生後7か月	
	3回目	生後12か月	

産前産後ヘルパー派遣について

- * 無料で受けられる健診・検査等の項目は定められています。詳細はそれぞれの説明のページをよくお読みください。
- * 健診等の結果は、横浜市内に送付されますのであらかじめ御了解ください。
- * 乱丁・落丁があった場合は、お早めにお住まいの区の福祉保健センターへご連絡ください。交付窓口でお取り替えいたします。
- * 本券は、下記の者のみ利用できます。他人に譲渡しないでください。
- * 本券の紛失による再発行はいたしません。

保護者の氏名

子の氏名

母子健康手帳No.

横浜市子ども青少年局

平成26年3月発行

〒231-0017

横浜市中区港町1-1

TEL (045) 2455-1111

FAX (045) 2455-1111

冊子34ページから



【妊婦歯科健康診査受診券】

P35

第2号様式

(医療機関控)

- 予約が必要です。 ●市外へ転出した方は利用できません。
- 市内の委託医療機関でのみご利用いただけます。

妊婦歯科健康診査 受診券

◇太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住 所	横浜市 区		
電 話	() () () () () ()		
氏 名			生年月日 年 月 日 (歳)
母子健康 手帳番号	妊娠 週数	週	出産予定日 年 月 日 (第 子)
※本日の体調に問題はありますか (はい ・ いいえ)			
① 治療中及び経過観察中の病気はありますか (1 はい : _____ ・ 2 いいえ)			
② 定期的に歯科健診を受けていますか (1 はい : 年 _____ 回 ・ 2 いいえ)			
③ 歯間清掃用具 (デンタル・フロス、歯間ブラシ) を使用していますか (1 はい ・ 2 いいえ)			
④ たばこを吸っていますか (1 はい ・ 2 いいえ)			
⑤ 歯周病が早産や低体重児出産に影響を及ぼす可能性があることを 知っていますか (1 はい ・ 2 いいえ)			

<実施医療機関記入欄>

※歯科診査の結果は、母子健康手帳の「妊娠中と産後の歯の状態」のページに必ず
記載をお願いします。

◇妊婦歯科健診結果

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
歯の記号	健全歯 / むし歯 (未処置歯) C 処置歯 O 喪失歯 △ 歯石 Zs														
要治療の むし歯	なし (本)							保健指導		1 歯みがき指導					
歯 石	なし あり									2 食生活					
歯肉の炎症	なし							特記事項		3 その他					
	あり (要指導)									()					
あり (要治療)															

実 施 年 月 日			
医療機関名			
所在地			
歯科医師氏名			

36

歯科健診を

妊娠中に、無料で1回

受診できます。

❗ 出産当日から使えません。



【妊婦歯科健康診査受診券】

妊婦歯科健診を受けましょう！

無料

妊娠中は、口の中が不潔になりやすく、むし歯や歯周病がおこりやすくなります。重度の歯周病により、早産・低体重児出産の頻度が高まる可能性が報告されています。
妊娠中からお口のケアを心がけましょう！

妊婦歯科健診は・・・
妊婦歯科受診券を使うと、
妊娠中に1回、無料で歯科健診が受けられます！
「歯科受診券」を持参して、妊娠12週～27週頃に受けましょう。

健診の内容は？
下記の健診（視診）と保健指導を行います。
① むし歯の有無
② 歯石の有無
③ 歯肉の炎症の有無
④ 健診結果に基づく歯科保健指導

＊治療が必要な場合、治療費は本人負担となります。

どこで受けられるの？
市内の「妊婦歯科健診実施医療機関」で受けられます。名簿は、こども青少年局ホームページ、福祉保健センターで閲覧できます。

受けるにはどうしたらいいの？
歯科医院に予約してください。
当日は「母子健康手帳」と「歯科受診券」「産婦人科の診察券」をお持ちください。

問い合わせ先 横浜市こども青少年局こども家庭課 親子保健係 電話 045-671-2455 Fax 045-681-0925

おすすめ
妊娠12週～27週



医療機関乳幼児健康診査受診票

横浜市



健診券綴り

この冊子には、妊婦健康診査費用補助券、妊婦歯科健康診査受診券及び医療機関乳幼児健康診査受診票がついています。母子健康手帳と併せて持参してください。

市外に転出された場合は使用できませんので、転入先市町村にお問い合わせください。

	受診する時期	受診する場所	備 考
妊婦健康診査	標準的な妊娠中の健康診査の回数 (1) 妊娠23週までは、4週間に1回 (2) 妊娠24週から35週までは、3週間に1回 (3) 妊娠36週から分娩までは、1週間に1回	市内及び市外の妊婦健診委託医療機関等	補助券14枚
妊婦歯科健康診査	概ね妊娠12週～27週 (妊娠中に1回)	市内の妊婦歯科健診委託医療機関	受診券1枚（無料）
先天性代謝異常等検査	生後5～8日の間に採血	市内の出生した病院など	検査料は無料 採血料は自己負担
医療機関乳幼児健康診査	標準受診月齢		市内の委託医療機関 受診票3枚（無料）
	1回目	生後1か月	
	2回目	生後7か月	
	3回目	生後12か月	

産前産後ヘルパー派遣について

- * 無料で受けられる健診・検査等の項目は定められています。詳細はそれぞれの説明のページをよくお読みください。
- * 健診等の結果は、横浜市に送付されますのであらかじめ御了解ください。
- * 乱丁・落丁があった場合は、お早めにお住まいの区の福祉保健センターへご連絡ください。交付窓口でお取り替えいたします。
- * 本券は、下記の者のみ利用できます。他人に譲渡しないでください。
- * 本券の紛失による再発行はいたしません。

保護者の氏名

子の氏名

母子健康手帳No.

横浜市こども青少年局

平成26年3月発行

〒231-0017

横浜市中区港町1-1

TEL 045(57)2225

FAX 045(57)0055

冊子39ページから



【医療機関乳幼児健康診査受診票】

P39

医療機関乳幼児健康診査（無料育児相談）について

次のページ以降の受診票を使って、医療機関でお子様の健康診査が3回無料で受けられます。

受診票の太枠内を記入のうえ、必ず受診する前に医療機関の窓口に提出してください。

1 内容

健康診査及び育児相談の費用が公費負担されます。ただし、病気の治療などの費用は含まれません。

2 相談回数、受診できる期間

この受診票の該当する有効期間内で、受診票を使用できます。

	標準の受診月齢	受診票の有効期間 (無料で受診できる月齢)
1回目	生後1か月	生後0か月～3か月（4か月未満）
2回目	生後7か月	生後5か月～8か月（9か月未満）
3回目	生後12か月	生後9か月～12か月（13か月未満）

3 受診できる医療機関

市内の「医療機関乳幼児健康診査（無料育児相談）」を実施している医療機関でのみ受診できます。なお、医療機関によって実施日などが異なりますので、事前にご確認のうえご利用ください。

※横浜市外の医療機関では受診できませんのでご注意ください。

医療機関の方へ

- ◆健康診査の費用の請求は、毎月10日までにお願いします。受診票に請求明細書を添付して、横浜市医師会あてにご送付ください。（請求明細書は横浜市医師会にあります）
- ◆受診票の有効期間どおりに使用してください。
- ◆医療機関及び受診者の住所氏名等をもれなく記入してください。

医療機関の健診が
無料で受診できます。
(横浜市内の委託医療機関のみ)



【医療機関乳幼児健康診査受診票】

1歳未満に3回無料で受診できます。

3枚の受診票の有効期限は以下のとおりです。

生後0～3か月

第1号様式

- 市外へ転出した方は利用できません。
- 市内の委託医療機関でのみご利用いただけます。

医療機関乳幼児健康診査受診票 1回目（生後1か月）
無料で受診できる月齢 生後0か月～3か月（4か月未満）

母子健康手帳番号

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区	
電話	()	
フリガナ 子の氏名	生年月日	年 月 日生
満 月 子 男・女	保護者氏名	

※健康診査の結果は、母子健康手帳へ必ず記載をお願いします。

＜実施医療機関記入欄＞	
年 月 日実施（ 月 日）	
健康診査の所見 又は 必要な処置	1 異常なし 2 要精密検査 3 要治療
医療機関名 所在地 医師の氏名	

(医療機関控)

生後5～8か月

第2号様式

- 市外へ転出した方は利用できません。
- 市内の委託医療機関でのみご利用いただけます。

医療機関乳幼児健康診査受診票 2回目（生後7か月）
無料で受診できる月齢 生後5か月～8か月（9か月未満）

母子健康手帳番号

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区	
電話	()	
フリガナ 子の氏名	生年月日	年 月 日生
満 月 子 男・女	保護者氏名	

※健康診査の結果は、母子健康手帳へ必ず記載をお願いします。

＜実施医療機関記入欄＞	
年 月 日実施（ 月 日）	
健康診査の所見 又は 必要な処置	1 異常なし 2 要精密検査 3 要治療
医療機関名 所在地 医師の氏名	

(医療機関控)

生後9～12か月

第3号様式

- 市外へ転出した方は利用できません。
- 市内の委託医療機関でのみご利用いただけます。

医療機関乳幼児健康診査受診票 3回目（生後12か月）
無料で受診できる月齢 生後9か月～12か月（13か月未満）

母子健康手帳番号

※太枠内をご記入の上、委託医療機関にご提出ください。

住所	横浜市 区	
電話	()	
フリガナ 子の氏名	生年月日	年 月 日生
満 月 子 男・女	保護者氏名	

※健康診査の結果は、母子健康手帳へ必ず記載をお願いします。

＜実施医療機関記入欄＞	
年 月 日実施（ 月 日）	
健康診査の所見 又は 必要な処置	1 異常なし 2 要精密検査 3 要治療
医療機関名 所在地 医師の氏名	

(医療機関控)



区役所の乳幼児健診（無料）

4か月児健診

1歳6か月児月健診

3歳児健診

ぜひ
受診して
ください！

＊個別にご案内をお送りします。



⚠ 健診券綴りは

再発行できません。



両親教室

対象

初めて出産される妊婦さんとパートナー

内容	
1回目	妊娠中の歯の健康、母乳で育てよう
2回目	妊娠中の食生活、お産の経過と呼吸法
3回目	受動喫煙について、出産後の生活と手続き、マタニティビクス
4回目 (土曜日)	2人で子育て、先輩ママの体験談、赤ちゃんとの生活、妊婦体験





赤ちゃんが来た！パパとママの誕生～



みんなでマタニティービクス！！



両親教室

平成26年度 問合せ：神奈川福祉保健センターこども家庭支援部 TEL.4111-7111

両親教室

※ 平成26年度予算の執行に伴う事業となり、市会での予算議決後に確定します。そのため、後時点では変更の可能性があります。ご参加の際は、広報がなわら区画や上記担当へ電話などで事前に確認ください。

【予約制】※お早めにご予約をお願いします

※初めてお産をする方が対象です。
※パートワークの持ち合わせと一緒に参加ください。

平日3回と土曜日の1回での全4回で1コースとなっていますが、お仕事の都合で全日程参加ができない場合は、土曜日のみの参加も可能です。

【上半期日程及び会場】

実施月	平成26年4月	5月	6月
1回目	7日(月) 当院2階学習の森図書	12日(月) 当院2階学習の森図書	28日(月) 当院2階学習の森図書
2回目	14日(月) 当院2階学習の森図書	19日(月) 当院2階学習の森図書	9日(月) 当院2階学習の森図書
3回目	21日(月) 当院2階学習の森図書	26日(月) 当院2階学習の森図書	16日(月) 当院2階学習の森図書
4回目	26日(土) 本郷2階大広間図書	24日(土) 本郷2階大広間図書	28日(土) 本郷2階大広間図書
出産予定	平成26年8月	9月	10月

実施月	7月	8月	9月
1回目	7日(月) 当院2階学習の森図書	4日(月) 当院2階学習の森図書	1日(月) 当院2階学習の森図書
2回目	14日(月) 当院2階学習の森図書	11日(月) 当院2階学習の森図書	8日(月) 当院2階学習の森図書
3回目	28日(月) 当院2階学習の森図書	18日(月) 当院2階学習の森図書	22日(月) 当院2階学習の森図書
4回目	26日(土) 本郷2階大広間図書	9日(土) 本郷2階大広間図書	27日(土) 本郷2階大広間図書
出産予定	11月	12月	平成27年1月

【下半期日程及び会場】

実施月	10月	11月	12月
1回目	6日(月) 当院2階学習の森図書	4日(火) 当院2階学習の森図書	1日(月) 当院2階学習の森図書
2回目	20日(月) 当院2階学習の森図書	10日(月) 当院2階学習の森図書	8日(月) 当院2階学習の森図書
3回目	27日(月) 当院2階学習の森図書	17日(月) 当院2階学習の森図書	15日(月) 当院2階学習の森図書
4回目	25日(土) 本郷2階大広間図書	22日(土) 本郷2階大広間図書	13日(土) 本郷2階大広間図書
出産予定	2月	3月	4月

実施月	平成27年1月	2月	3月
1回目	5日(月) 当院2階学習の森図書	2日(月) 当院2階学習の森図書	2日(月) 当院2階学習の森図書
2回目	19日(月) 当院2階学習の森図書	9日(月) 当院2階学習の森図書	9日(月) 当院2階学習の森図書
3回目	26日(月) 当院2階学習の森図書	16日(月) 当院2階学習の森図書	16日(月) 当院2階学習の森図書
4回目	10日(土) 本郷2階大広間図書	28日(土) 本郷2階大広間図書	14日(土) 本郷2階大広間図書
出産予定	5月	6月	7月

時間：午前9時30分～11時45分

(受付開始：午前9時～)

持ち物：子育てガイドブック「どねどね」

筆記用具

母子健康手帳

【内 容】 ※第2回目以降は運動機もご用意いたします。動きやすい服装をお願いします。

	内 容
1回目	妊娠中の体の健康、母乳で育てよう
2回目	妊娠中の食生活、お産の経過と呼吸法
3回目	産後回復について、出産後の生活と子育て、マタニティビクス
4回目(土曜)	2人で子育て、先輩ママの体験談、赤ちゃんとの生活、母親体験



出産予定ごとに
コースが分かれています

同じ月齢のお母さんと
仲良くなれる
チャンスです！



平成26年度 問合せ：神奈川福祉保健センターこども家庭支援課 TEL:411-7111

【お願い】
日程は平成26年度のもので、現時点では変更の可能性があることをご了承ください。
ご参加の際は参加がなわ区画や上記担当へ電話などで予めご確認ください。

母乳相談【予約制】

妊娠中から授乳中、卒乳後の母乳についての相談を受けています。



【日 程】	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	7日(月)	12日(月)	2日(月)	7日(月)	4日(月)	16日(月)
	21日(月)	26日(月)	16日(月)	28日(月)	18日(月)	22日(月)
実施日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	6日(月)	4日(月)	1日(月)	5日(月)	2日(月)	2日(月)
	27日(月)	17日(月)	15日(月)	26日(月)	16日(月)	16日(月)

【時間と場所と持ち物】

時 間：午後1時30分～4時00分（予約時にお知らせします）

場 所：区役所3階2号 母子室

持ち物：母子健康手帳、タオル1枚

母性相談【予約制】

女性の健康相談（妊娠、不妊、更年期など）について受けています。



【日 程】	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	14日(月)	19日(月)	9日(月)	14日(月)	11日(月)	8日(月)
実施日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	20日(月)	10日(月)	8日(月)	19日(月)	9日(月)	9日(月)

【時間と場所と持ち物】

時 間：午後1時30分～2時30分（予約時にお知らせします）

場 所：区役所3階2号 母子室

持ち物：母子健康手帳

栄養相談【予約制】

妊産婦の栄養相談は個別の相談を行っています。



【日 程】	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	16日(金)	16日(金)	20日(金)	18日(金)	8日(金)	19日(金)
実施日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	17日(金)	21日(金)	19日(金)	16日(金)	20日(金)	20日(金)

予約先：健康づくり課 TEL:411-7138

時間：午前9時～11時（予約時にお知らせします）所要時間は30分から1時間程度

場所：神奈川区役所3階2号 栄養相談室

※妊産婦で産科相談をご希望される方はこちらにお問い合わせ下さい。

→こども家庭支援担当 TEL:411-7112

【母乳相談】

出産を終えた新米ママさんが母乳育児に関する疑問やトラブルについて相談できます。

【母性相談】

女性の健康相談（妊産婦、不妊、更年期など）を受け付けています。

【栄養相談】

栄養士による食事・栄養の相談を受け付けています。



両親教室・各種相談は
【予約制】です。

お電話を忘れずに！



産前産後ヘルパー派遣事業

H26.4

横浜市 産前産後ヘルパー派遣事業のご案内



横浜市産前産後ヘルパー派遣事業とは？

妊娠中又は出産後5か月未満で心身の不調等によって子育てに支障がある、あるいは多胎児を出産後1年未満で家事や育児の負担の軽減を図る必要がある、養育者に対し、必要がある場合にヘルパーを派遣します。

派遣の対象となるのは？

- ① 妊娠中で心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ日中家事または育児を行う者が他にいない妊婦
- ② 出産後5か月未満で心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事または育児を行う者が他にいない養育者
- ③ 多胎児を出産後1年未満で、心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事または育児を行う者が他にいない養育者

サービス内容は？

家事に関する援助

- ◆ 食事の準備及び後かたづけ
- ◆ 衣類の洗濯・補修
- ◆ 居室などの掃除・整理整頓
- ◆ 生活必需品の買い物
- ◆ 関係機関との連絡
- ◆ その他必要な家事援助

育児に関する援助

- ◆ 授乳
- ◆ おむつ交換
- ◆ もくろき介助
- ◆ 適切な育児環境の整備
- ◆ 保育園・学校等への送迎補助
(保護者同伴の場合に限る)

このサービスは、利用者（養育者）とお子様がいらっしゃる自宅で行います。
ヘルパーとお子様だけの留守番・外出等はできません。

利用回数と料金は？

【利用回数等】

- 妊娠中または出産後5か月未満まで
多胎児出産の場合は出産後1年未
満
- 1回2時間以内、1日2回まで
- 産前・産後 各20回以内
多胎児出産の場合 40回以内

【利用料金】

- ① 市民税非課税世帯・生活保護世帯
給付
 - ② 市民税所得割77,100円以下の世帯
1回2時間あたり 500円
 - ③ 市民税所得割77,101円以上の世帯
1回2時間あたり 1,600円
- ②③の場合は生活保護受給または
市民税所得割超過を提出してください。
利用日数点での課税区分になりますので、
6月以降も利用する場合はその年の課税
証明書を再度、提出をお願いします。

Q 利用したいときはどうすればいいのですか？

A 各区福祉保健センター及び市内の産婦人科の医師機関で申請書を配布して
いますので、申請書をご記入のうえ、福祉保健センターこども家庭支援課に
提出してください。審査の結果、利用承認通知書が届きましたら、
指定のヘルパー派遣事業者と日程等の調整をしてください。

Q 妊娠中に利用はできますか？

A 体調不良で、上のお子さんの養育に支障がある場合は利用できます。体調
不良によりヘルパー派遣が必要であることが記載された診療情報提供書又は
診断書等(有料)添えて、申請してください。

Q 出産後の利用を事前に申し込みますか？

A 妊娠32週以降お住まいの区の福祉保健センターこども家庭支援課に申請書を
提出し、利用登録をおこなってください。出産後、利用開始のご連絡をこども家庭
支援課にすることで利用が可能です。

Q 事業者はどうやって選ぶのですか？

A 申請書に添付されている横浜市産前産後ヘルパー派遣事業者一覧より、
希望事業者を選んでください。

Q 登録り先で利用したいのですが？

A 利用場所はお住まいの区で指定されています。登録り先からご自宅へ
お戻りになってからご利用ください。

お問い合わせ・申請先

お住まいの区の福祉保健センターこども家庭支援課

(月曜日～金曜日 8:45～17:00)

申請書等は横浜市こども青少年局のホームページ
「ヨコハマはびねすばっ」と <http://www.city.yokohama.jp/en/kodomo/>
でダウンロードできます。



その他、配布資料一覧

<チラシ>

かなーちえ

禁煙のおすすめ

子育て家庭応援事業「ハマハグ」

こどもの一時預かり

<冊子>

トツキトウカ

母子健康手帳副読本

みんなで子育て応援マップ

子育てガイドブック「どれどれ」

* 配付物は変更することがあります。



不安・疑問には・・・

こども家庭支援課

411-7111

保健師や助産師が相談に乗ります。
お気軽にお電話ください。



横浜市神奈川区福祉保健センター 母子健康手帳の交付における工夫

母子健康手帳の内容や使用方法をDVDにより、説明を実施。(約 12 分)



3 人掛けの机に DVD を 2 台設置。
(1 人の場合は、ヘッドフォンで DVD を視聴後、妊娠届を記載していただく。ご夫婦の場合は、そのまま視聴をしていただく。)

記載内容及び母子健康手帳のナンバリング、出生連絡票の提出を再度説明し、看護職に引き継ぐ。

DVD の視聴及び妊娠届の記載が完了し、事務にお知らせする呼びベル。

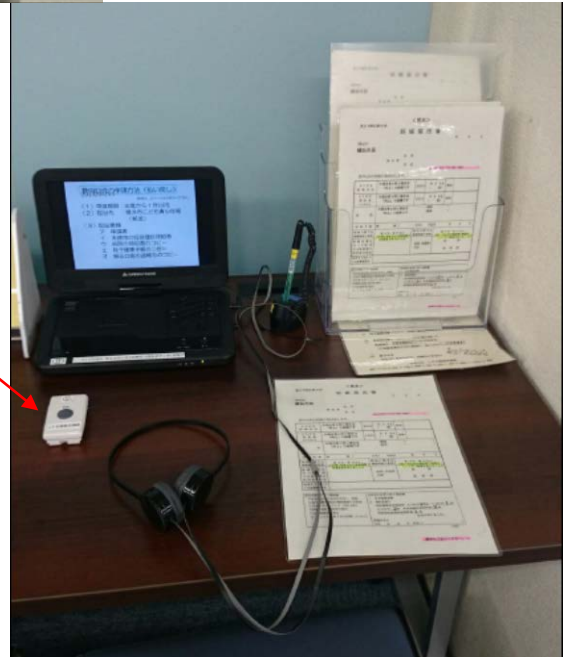
参考：経費 総額約 100 千円

内訳

DVD 約 10 千円 (1 台)

ヘッドフォン 2 千円

机・イス・スクリーン等



参考：導入による効果と課題

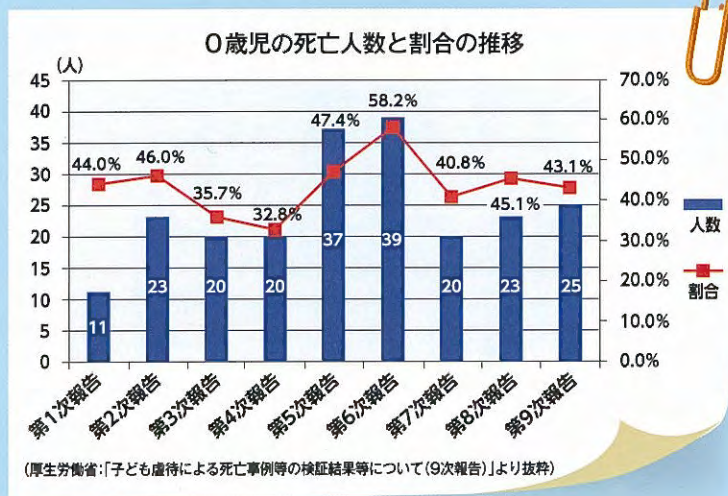
効果	課題
①来所者の待ち時間（待たされ感）の解消 特に土曜開庁時（人員体制が弱い）には、効果あり	①更新作業 制度及びサービス内容の変更の度に、DVDを更新する作業が生じる。
②説明内容の平準化 担当者による説明内容の熟知の差により、説明内容の質の差が解消	②業務担当以外の事務職員の理解度の低下 窓口対応した事務職から業務担当者への確認事項が増え、担当者の負担感が増加。
③事務職の従事時間の軽減 1 日あたり 3 時間余りの従事時間を他業務に転換 (20 分／回×1 日平均 10 件＝3 時間 20 分)	

医療機関における「要養育支援者情報提供書」取扱いガイド

「届けてください」 ……小さな命を守るために



児童虐待による死亡事例は、
乳児期の子どもが
多くを占めています。



医療機関による要支援家庭の発見・対応は、子どもの命を救う第一歩です。

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し速やかに支援を開始するため、医療機関から福祉保健センターに「要養育支援者診療情報提供書」の送付をお願いします。

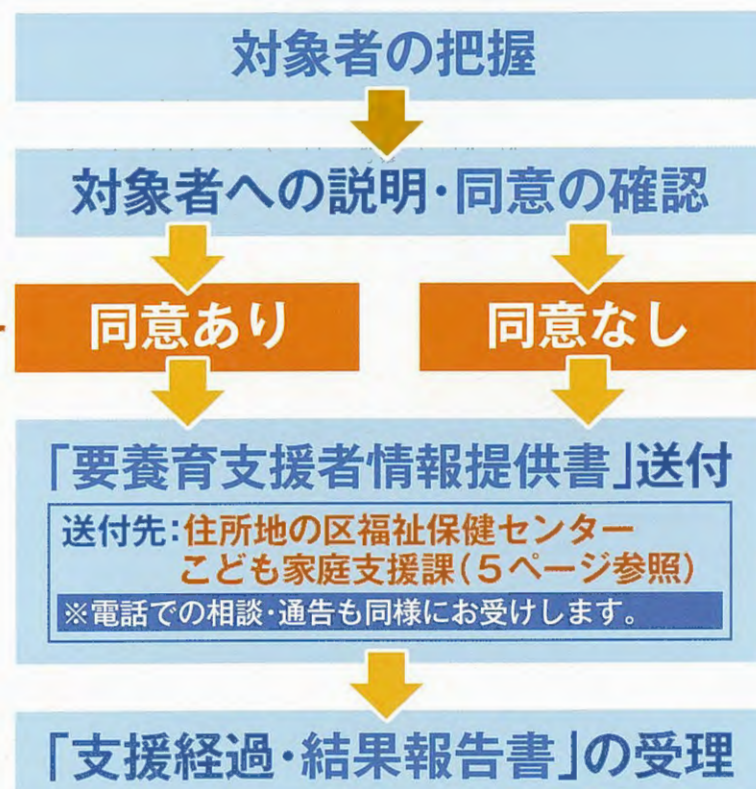
情報提供対象者(横浜市内に在住の方で以下の条件に該当する方)

- ①妊娠中の方
 - ②18歳未満の子ども及びその養育者の中から、医師が情報提供が必要と判断した方
- 「情報提供の対象となりうる例」は4ページのチェック項目を参考にしてください。

対象医療機関

- 医療機関(産科・小児科・精神科)及び助産所
- その他養育支援にかかわる保健・医療機関等

医療機関の流れ



〔保険者診療情報提供料(医科・歯科)〕

【参考】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)より

- (1) 保険医療機関は、保護者の同意を得て福祉保健センターに「要養育支援者情報提供書」(様式1)を送付した場合は、診療報酬点数表(医科・歯科)に基づき診療情報提供料(I)(B009 250点)を患者一人につき月1回に限り算定することができる。
- (2) 患者が入院している場合は、退院の日から2週間以内、及び診察日から2週間以内に診療情報を行ったときのみ算定することができる(平成22年4月改正)。
- (3) 次の場合は、診療情報提供料を算定することができない。
 - 市町村が開設主体である医療機関が当該市町村に対して行う場合。
 - 児童虐待防止法第6条に基づき、通告した場合。

保護者の同意がない場合も、情報提供(通告)できます！

【根拠法令】

●個人情報の取扱い【個人情報保護に関する法律 第23条・同第1項第3号】

第23条では「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と規定されており、保護者の同意を得られる可能性がある場合には、原則として同意を得る努力をすることが必要です。

ただし、同条第1項第3号には、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合を除く。」との但し書きがあり、保護者の同意が得られなくても児童虐待が疑われる場合には迷わず情報提供及び通告をお願いします。

●児童虐待の早期発見に努める義務【児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項】

「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」という義務があります。

●通告義務【児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項・第3項】

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」という義務があります。

ただし、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待に係る通告義務の遵守を妨げるものではないとされています。

区福祉保健センター こども家庭支援課の役割

「診療情報提供書」を受理する。
(同意あり)

通告を受理する。(同意なし)

子どもの安全確認、
家庭の調査等を行います。

次のような支援
を行います！

- 家庭訪問により、子どもの発育状況、養育状況を確認します。
- 乳幼児健康診査やその他の母子保健・福祉サービス等で養育状況を確認します。
- 養育者の身体面・精神面・育児不安等の支援を要する場合は、要養育支援者として支援を継続します。
- 子どもの発育・発達支援のため、継続的に支援します。

返信します！

医療機関に対し、「支援経過・結果報告書」を返信しその後の対応状況をお知らせします。

*福祉保健センターと児童相談所は、横浜市の児童虐待通告受理機関です。判断に迷う場合はどちらに連絡していただいても大丈夫です。

*緊急度が高い場合、明らかな重度の虐待がある場合は、児童相談所にご連絡ください。

要養育支援者情報提供書

福祉保健センター長
(担当課：こども家庭支援課)

平成 年 月 日

医療機関名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
医師名 _____
担当者名 _____
担当者連絡先 _____

■ 下記の対象者について、継続支援をお願いします。

傷病名 症状 既往歴 治療状況 等	児	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子	
		(疑いを含む)・なし		予定日：平成 年 月 日現在	妊娠 () 週		
	父・母	父 フリガナ	母 フリガナ				
		生年月日 年 月 日 (才)	生年月日 年 月 日 (才)	(疑いを含む)・なし			
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)						
退院先の住所	電話番号 (自宅・実家・その他)						
入退院日	入院日：平成 年 月 日			退院(予定)日：平成 年 月 日			
出生時の状況	出生場所：当院・他院 ()					家族構成 育児への支援者 無・有 ()	
	在胎週数：() 週 体重：() g 身長：() cm						
	出生時の特記事項： 無・有 ()						
	妊娠中の異常の有無：無・有 ()						
妊婦健診の受診有無：無・有 (回：)							

■ 情報提供の目的とその理由

裏面の項目をチェックの上、福祉保健センターへの情報提供の要否を判断して頂き、依頼事項等がございましたら下記にご記入ください。

- ☐ 家庭訪問を依頼します。
- ☐ 福祉・保健サービスの紹介をお願いします。
- ☐ その他

※ 必要によっては追加資料(看護サマリー等)の添付をお願いします。

- ☐ 本情報提供票を送ることについては、次の方の同意を得ています。(本人・父・母・その他：) (診療報酬対象)
- ☐ 本情報提供票を送ることについては、同意を得ていませんので、【相談・通告】として連絡します。(診療報酬対象外)

以下の項目は、情報提供の対象となる目安です。該当するものに☑を入れてください。

産前・産後の状況	☐	飛び込み出産	自由記載欄		
	☐	精神疾患がある(産後うつを含む)、知的障害がある			
	☐	虐待歴・被虐待歴がある			
	☐	飲酒、喫煙の習慣がある			
	☐	アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある			
	☐	妊娠・中絶を繰り返している			
	☐	望まない妊娠(産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等)			
	☐	初診健診時期が妊娠中期以降又は、妊娠届が未提出			
	☐	若年(10代)妊娠			
	☐	妊娠・出産・育児に関する経済的不安(夫婦ともに不安定な就労・無職等)			
	☐	夫や祖父母等家族や身近の支援がない			
	☐	多胎			
	☐	ひとり親・未婚・連れ子がある再婚			
	☐	産後、出産が原因の身体的不調が続いている、または疾患がある			
	☐	育児放棄の可能性(子どもを抱かない、子どもの世話を拒否するなど)			
	☐	育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある			
	子どもの状況	☐		DVを受けている	自由記載欄
		☐		過去に心中の未遂がある	
☐		出生後間もない長期入院による子どもとの分離			
☐		胎児に疾患、障害がある			
☐		先天性疾患			
☐		出生後間もない長期入院による母子分離			
☐		行動障害(注意集中困難、多動、不応性、攻撃性、自傷行為等)			
☐		情緒障害(不安、無関心、分離、反抗など)			
☐		保護者が安全確認を怠ったことによる事故(転倒・転落・溺水・熱傷等)			
☐		アレルギーや他の皮膚疾患は無いが難治性のおむつかぶれがある場合			
☐		低出生体重児			
☐		発育不良(低体重・低身長)			
☐		運動発達・言語発達・認知発達の遅れ			
☐		必要な健診や、予防接種を受けさせない			
☐	全体的に不衛生である(衣類や身体の保清が保たれていない)				
☐	糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数のう歯等				

(以下は、区福祉保健センターの使用欄です)

受理日	年	月	日	受理	受理者サイン			
担当者	保健師			社会福祉職			その他	
受理会議の実施予定日	平成	年	月	日				
	受理印		処理担当		担当係長		課長	



要養育支援者情報提供書は、対象者の居住地の「福祉保健センターこども家庭支援課」に送付してください。

区福祉保健センターこども家庭支援課			
区名	郵便番号	住所	電話番号
青葉区	225-0024	青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2460
旭区	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6160
泉区	245-0016	泉区和泉町4636-2	045-800-2465
磯子区	235-0016	磯子区磯子3-5-1	045-750-2525
神奈川区	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7173
金沢区	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7728
港南区	233-0004	港南区港南中央通10-1	045-847-8439
港北区	222-0032	港北区大豆戸町26-1	045-540-2388
栄区	247-0005	栄区桂町303-19	045-894-8049
瀬谷区	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5608
都筑区	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2349
鶴見区	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1840
戸塚区	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	045-866-8472
中区	231-0021	中区日本大通35	045-224-8345
西区	220-0051	西区中央1-5-10	045-320-8470
保土ヶ谷区	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6396
緑区	226-0013	緑区寺山町118	045-930-2356
南区	232-0018	南区花之木町3-48-1	045-743-8266

●児童相談所へのご相談は担当区を所管する児童相談所にご連絡ください。

児童相談所名	担当区域	電話番号
中央児童相談所	神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区	045-260-6510
西部児童相談所	旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区	045-331-5471
南部児童相談所	磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区	045-831-4735
北部児童相談所	青葉区、港北区、都筑区、緑区	045-948-2441



横浜市こども虐待防止のキャラクター「キャッピー」

平成26年11月5日から「横浜市子供を虐待から守る条例」が施行されます。虐待防止等の取組へのご理解とご協力をお願いします。

発行 横浜市こども青少年局 こども家庭課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 ☎ 045(671)4288 FAX 045(681)0925

(平成26年7月発行)